

は五學年男女計四十名、四學年男女計八名、合計四十八名で、之れを學年、男女、強弱等の程度に應じ左の二個學級に編制して居る。

A 組 (單式)

五 學 年男女(主として五學年男子之れに比較的壯健なる同學年女子を加ふ)

B 組 (複式)

四、五學年男女(主として五學年女子之れに四學年の男女子を加ふ)

日課。始業時間は七月中は午前八時始業、午後五時退舍。九、十月は午前九時始業午後四時半の退舍で、學科は普通小學の程度及進度となし、短縮期間中は一時限三十分、休憩十分、一日平均四時間で、普通は一時限四十分、休憩十分、一日平均五時限である。教室は屋外(バラック幄舎)を常用し、雨天或は特別の教科のみ屋内で課するのである。體育的方針としては、成るべく清新なる空氣豊富なる日光に接せしめ、睡眠食物等に十分の注意を拂ひ、且つ適度の運動を課するのである。尙兒童をして兎、鶏、鳩等の飼養、花菜園の手入、昆蟲及び植物採集、自由遊戯郊外散歩等を行ふのである。

兒童の一部は日々家庭より通學せしめ、短縮中は午前七時四十分到着、午後四時半乃至五時退舍に定めてある。

要するに本施設は期間に於て、やゝ短小の憾みはあるが、創設早々日がまだ淺いで、直ちに所期の施設をなす事は尙困難であらう。現に創立者に於ても、現在の所は其の豫備的試驗時代で、眞に徹底的の施設をなす爲めの前提であると云つて居る。

四 特殊の外氣學校(半露天學校)

前述べた林間學校なども、廣義に於ては、矢張り外氣學校、又は露天學校など、稱して居るが、こゝにのべるのは次のやうな小規模の露天學校の意味である。此の露天學校の起つた動機は、歐洲にても、米國にても、結核兒童又は腺病質兒童に對する野外保養所の成效に端を發したものである。則ち最初は休暇聚落として普通、森林、公園等に位置を選び、夏期休暇のみに施設せられたものであるが、新鮮なる空氣が一般貧血又は虛弱兒童に有效な事が確認せらるゝに至り、市内學校の屋上に露天の教室を設け、或は普通教室を改築又は改造して、なるべく外氣に接する様に設計せられたものが之れである。露天學校の重なる要素は、新鮮なる空氣、十分なる日光、心持よき環境、善良なる食物、抵抗力の増進、教師の十分なる指導監督等である。

最初是等の露天學校は、夏季數ヶ月間丈け開校したものであつたが、嚴寒と雖も支障へが無い事がわかつてから、今では多數の戶外學校は、冬季を通じて開校して居る状態である。勿論兒童に快よい氣持を與へ、且つ思ふ存分活動さすためにも、特別な服装が必要なることは無論である。

第四十四圖はシカゴ市露天學校冬季に於ける教室の状態である。此服装は所謂「エスキモー裝ね」と稱し、厚い毛織の布よりなるもので、普通衣服の上に重ね着するものである。尙嚴冬の頃には頭巾を着せしめ、大きな皮靴に厚い敷皮を使用せしめる。

ロード、アイランドの或る露天學校では、此の他一種の脚穿と溫石とを使用するところがある。併し是等は嚴冬の季節のみに使用するもので、足部を溫め、靴を乾かすのが爲めである。勿論服装は地方によつて斟酌せねばならぬ。

さて露天學校の教室は、どう云ふ工合にしてあるかと云ふと、學校の屋上に純然たる教室を設けたのもあれば、或は大建築物の屋上庭園を利用し、或は露臺バルコニーを利用して居るものもある。或は所謂半露天學校と稱する如く、普通の教室を改造し、窓を廣げなるべく外氣に曝露するやう設計したところもある。



投教期冬校學天露モカシ 圖四十四第

教室は必ずしも露天でなく、雨雪を防ぐ天幕のある方が結構である。唯普通の屋根では、日光の天恵を受けることが出来ないのである。

校具としては成るべく移動し易いやうな、適当な机や腰掛が必要である。又午睡用として適当なる寢臺及毛布等がなければならぬ。

日課其他については前記林間學校と略同一である。

獨、英、米等に於ける外氣學校の成績によると、相當期間收容した兒童の多數は、著しく健康を増進し、其成績の見る可きものがあるさうである。二百三十名の兒童を有する英國の三戸外學校の報告に徴すれば、十六週間乃至十九週間に於て、全員中九名を除く他、悉く血色素の増加を見、内百一名は一〇——二〇%六十八名は二〇%以上の増加を見たさうである。其他體重等にも著しき効果を現して居る。

尙ニニューヨークではハドソン河の渡フェリーボート船を使用したこともあつた。

日本でも虚弱兒童に對する施設は年々盛になつて來たが、まだ純粹の戸外學校は、前記の如く未だ寥々たる有様である。殊に大都市は現狀に鑑み、速に常設的戸外學校を設くべきである。

第二章 休暇聚落

休暇聚落は殊に都會地に於ける虚弱兒童を、海濱、山間、溫泉地、林間等に送り、兒童の環境を一變して、新鮮なる空氣と十分なる日光とを利用し、且つ適當なる榮養物を給し、運動休息等を適宜に行ひ、以て兒童の健康を増進せしめんとするもので、一八七六年瑞西チューリッヒの宣教師ビヨン氏が、其教會に屬する小學兒童の虚弱者を轉地せしめたのが最初の試みである。爾來此の種の施設は益發達し、瑞西、獨逸は勿論、歐米諸國に於ても盛に計畫せられ、本邦に於ても近年顯著の發達を遂げたことは、恰く世人の知るところである。

第一節 種類

休暇聚落を大體半聚落、全聚落、遍歴聚落の三つに區別する。半聚落とは收容兒童を日々家庭より一定の場所へ通はしむるもの、全聚落とは、兒童を家庭より分離して、全然一定の土地に移住せしむるもの、遍歴聚落とは一定期間、甲地より乙地に移動す

るもので、前二者は主として虚弱兒童を主眼とし、後者は健康兒童の養護を目的としたものであるが、近來休暇聚落は虚弱兒童の養護のみならず、普通兒童の健康増進にも利用せられるので、従つて全聚落、半聚落等に於ても健康兒童を收容するものが多いのである。

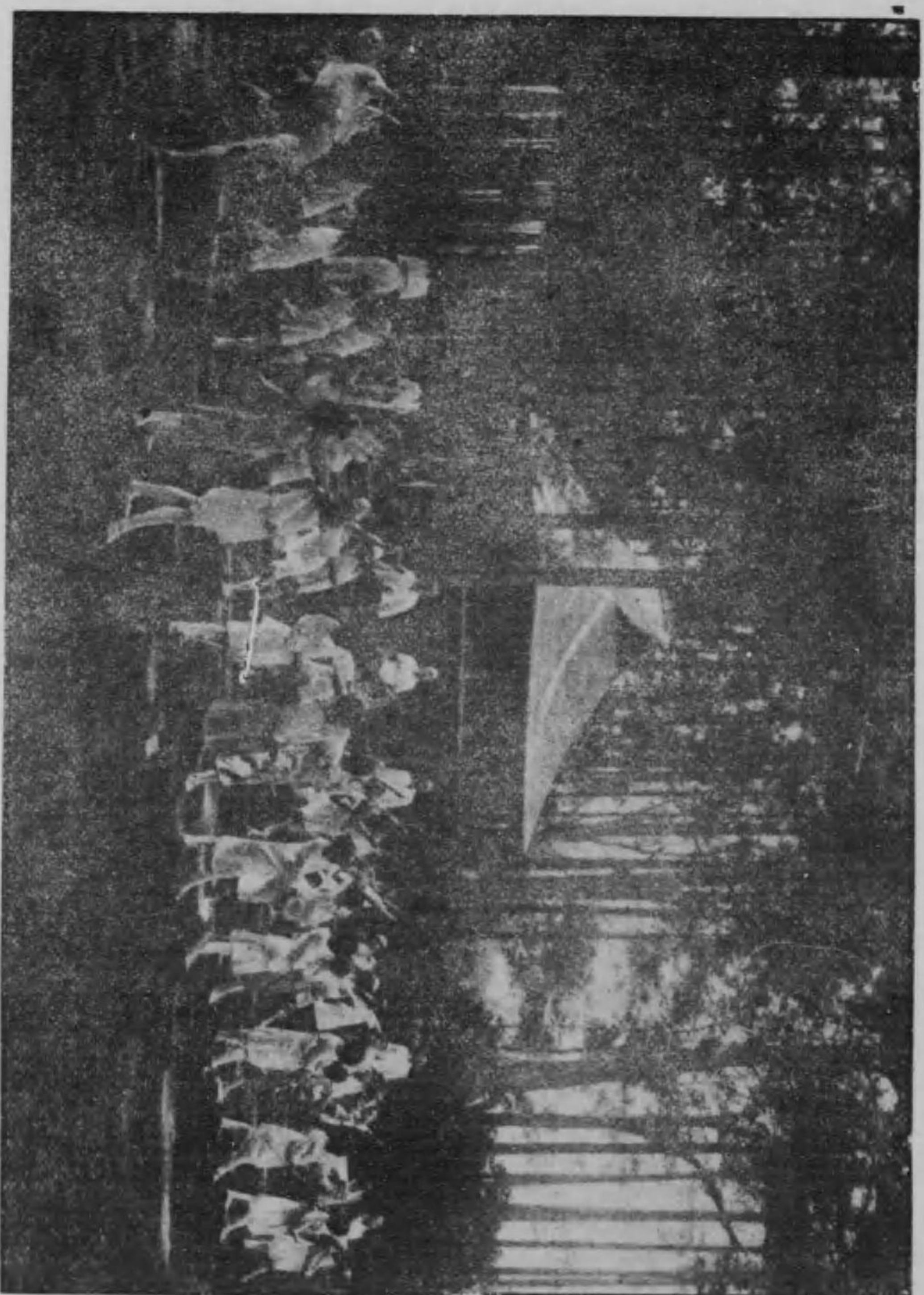
第二節 方法

一、土地の選定

すべて聚落を行はんとする場合には、豫め實地の踏査をなし、場所及方法の選定をすることが必要である。

イ、海濱聚落。海岸は一般空氣新鮮にして日光に富み、殊に海水浴等によつて受ける利益が多く、従つて老幼男女孰れに向つても利用すべきものであるが、水浴をする場合に於ては、尙別項の如き注意を要するものである。殊に海岸は不潔な場所が多いから、清淨にして成るべく樹木多き場所を選ぶやうしなければならぬ。

ロ、山間聚落。空氣清澄にして日光に富み、食慾増進し呼吸安靜になり、血色素、



喜楽園の地主會育教區田神るげに頭の井外市京東



（一のそ） 落 聚 濱 海 圖六十四第

三七〇

血球の増加を見るを以て一般虚弱兒童、殊に貧血兒童、神經質兒童等の聚落に適當である。成るべく海拔千五百尺以上の處にして氣候緩和、濕氣少なき地を選ぶことが大切である。

ハ、林間聚落。前者と同じく新鮮なる空氣と十分日光の作用を受くことが出来るので、健康恢復、榮養増進等の利益がある。林はなるべく鬱蒼として而かも空氣の流通よき處を選び、土地は清潔にしてよく乾燥し、毒蛾、蛙、蟬蛻、其他害虫の少ない所にしなければならぬ。山間聚落に於てもこ

れと同様の注意が必要である。

ニ、温泉地聚落。一般健康恢復に有効なるのみならず、入浴により新陳代謝を旺盛

ならしむる利益がある。これも薄弱兒童の保養には適切である。

ホ、其他。土地の撰定上一般を通じて注意すべき事項を掲げると

a 聚落地までの距離。半聚落では片道約一時間行程以内の地が良いのであるが、全然徒歩する場合に於ては、先づ二三十分内外が適當であらう。全聚落では一日行程以内の地が適當である。

b 地方病及傳染病の有無を調査して置く事が大切である。殊に海濱、温泉地等に於ては保養のために滞在する患者が少なくないから、一層注意して土地の選定をしなければならぬ。

c 水質良好、交通便利、物資の供給豊富なる土地を選ぶやうしなければならぬ。

d 水泳を行ふものには水清澄、遠淺にして水底の變化少く、危険なる水流、貝殻、藻類、硝子、陶器等の破片なく、又海月の如きもの、少なき地を選ぶばならぬ。

河川等にては上流に傳染病の流行しないことが大切な條件である。

二、期 間

聚落の効果を確實ならしむるには、なるべく長期間開設する必要がある。歐米の施

設を見ると大抵三週以上六週間であるが、本邦では大正九年度の統計を見ると、總聚落數一六八六の内一週以内の者五三二、二週以内の者四一五、三週以内の者二三一、三週以上の者五〇八で、一般期間に於て稍短かすぎる憾がある。十日や二週間でも相當の効果を擧げ得るのであるが、なるべく三週間以上開設するのが適當であらう。

三、收容兒童の選定

收容すべき兒童は、尋常三學年以上の男女にして、腺病質、貧血、榮養不良、胸廓の發育不良なる者、平常感冒に罹り易き者、其他一般身體の虛弱なる者とし、開放結核、「トラホーム」等の傳染性疾患、癩癩、「ヒステリー」重症疾患、夜尿症、虱の寄生せる者、素行不良なる者等を除外せぬばならぬ。

聚落其物は元來薄弱兒童の健康恢復を目的として起つたものであるが、近來健康兒童の體力増進にも利用せらるゝに至つたので、稍もすれば薄弱兒童と健康兒童とを共に收容し、學課、運動、遊戯等を同一に課する如き傾向がある。是等は聚落の目的と根本的に相容れざるものであつて、かくては薄弱兒童は十分健康増進の目的を全ふする事困難なるべく、却つて心身に危害を受くるが如き恐れがある。故に是等の施設を

なさんとするに際しては、必ず健康兒童を除外して、薄弱兒童のみを以て一團を組織するか、或は全部の兒童を別つて健康兒、薄弱兒の二班と爲しそれ〴〵相當の取扱をすることが大切である。

外國に於ける聚落實施の様態を聞くに、約二十名内外のものを、小聚落、約四十名内外のものを中聚落、六十名内外のものを大聚落と稱するさうである。元來薄弱兒童の取扱ひは、個人的なるを緊要とする故、餘りに人員の多きに失するよりは、寧ろ少數の方が有利である。若し多數の兒童を收容しなければならぬ場合は、其場所、設備、監督等に十分の注意が必要で、若し是等の點にて完全なるものを得ることが不可能ならば、寧全員を二分して、一を山間地方、一を海濱地方に設くるのが適當である。

四、指導監督

本事業の効果を擧がると擧らざるとは、適當なる指導者を得ると否とに大なる關係があるので、これが人選に當つて、周密なる注意を拂ふことが肝要である。師表としての人格を備へ、兒童の保健に關する相當の知識を有し、且つ兒童の世話に於て手行き届くやうな人物がほしいのである。

監督者の数は十分でなければならぬ。全聚落にては先づ児童十名内外につき監督者一名、己むを得ざる場合に於ても。児童十五名を超へないやうにし、半聚落にては児童二十名内外につき監督者一名、己むを得ざれば監督者一名につき、児童三十名を超へないやうにし、尙水泳に際しては児童十名内外に一名、止むを得ざる場合に於ても十五名に一名の監督を置かぬばならぬ。

本事業の計畫に當つては、學校醫の協力を要するは勿論、開設中もなるべく校醫を随伴せしむるやうしたいものである。此れは一時の治療等の爲めでなく、聚落其物の目的を徹貫する上に於て、是非共さうなければならぬものである。

此他看護婦又は之れに類する補助婦を初め、炊夫、雜役夫等、孰れも適當なる人員を雇はぬばならぬ。尙相當技倆ある調理人を雇ふことが大切である。孰れも身體検査を行ひ、その上採否を決しなければならぬ。

五、設 備

開設所の設備については、先づ全聚落と半聚落との如何によつて區別しなければならぬ。今全聚落に就て主要なる點に述べらる。

宿舎は普通學校、寺院、民家を充て、居るが、旅館はなるべく避けた方が結構である。若し使用せんとする宿舎が、嘗て人の住居したる事ある場合は、開設前十分に消毒し、以て傳染病の豫防をなすべきである。なるべく歐米各國の如く常設的宿舎を建て置くのが有利である。

居室は児童一人につき一疊、大人一人につき一疊半以上の廣さがなければならぬ。尙採光、通風可良にして清潔なるべき事は勿論である。

食堂はなるべく居室の外に之れを設け、炊事場は採光通風良好なる室を撰び、孰れも防蠅防鼠の注意が肝要である。

浴場、洗面所及便所は其廣さ及數を十分にし、且つ清潔保持に努めなければならぬ。保養室を設けることが必要である。これは團員中に静養を要する者あり、或は病者の生せる際、豫防上他の團員と區別を要するが爲めである。

男女混合の聚落にありては、寢室及び便所等を、各別に設くる事が必要である。給水設備を十分にしなければならぬ。児童は戶外に於て運動遊戯を行ひ、従つて手足を汚損する機會が多いから、手洗足洗等の場所と設備が必要である。

洗濯所及乾燥設備も必要である。

携帯品の置場、其他物品を格納すべき倉庫又は室を用意しなければならぬ。

六、日 課

聚落實施上最重大なる事項で、これ一つに因つて十分の効果を收むることも、或は却つて失敗することもあるのである。取扱つて居る兒童が薄弱兒であると云ふ事と、保養その物が目的であると云ふことを寸時も頭から放してはならないのである。

イ、起床の時間は睡眠時間と關係があるが夏ならば先づ午前五時或は五時半位を適度とし、五時以前には起さぬやうするのがよいのである。

ロ、學課は各自の復習位に止めて置き、時間の如きも三十分以内とし、なるべく屋外の樹蔭を利用するがよろしい。平素教はつた事を實物に照らして説明するのは結構であるが、兒童の頭腦を勞するやうな學科を課するのは大變な誤りである。

ハ、運動遊戲 戶外に於て適當な運動、遊戲を課することは休暇聚落の最必要な日課の一つであるが、之れが餘りに多きにすぎると、却つて良くない結果を齎すものである。聚落に出かけた兒童は、各自戶外で嬉戲する丈けでも、相當の運動量を費すの

東京市夏季衛生施設實施案

一、衛生施設の種類及名稱	一、衛生施設の種類及名稱
二、主催者	二、主催者
三、施設の目的	三、施設の目的
四、場所	四、場所
五、期 間	五、期 間
六、收容人員(男女別、学年別等)	六、收容人員(男女別、学年別等)
七、收容兒童選定法	七、收容兒童選定法
八、指導者、監督者及補助者(職名及員數)	八、指導者、監督者及補助者(職名及員數)
九、組織	九、組織
一〇、組別法(學習、作業、運動、食事、午睡、夜間睡眠之際等)	一〇、組別法(學習、作業、運動、食事、午睡、夜間睡眠之際等)
一一、指導監督者一人に對スル兒童數	一一、指導監督者一人に對スル兒童數
一二、設備	一二、設備
一、建物及室の種類	一、建物及室の種類
二、學習及運動具	二、學習及運動具
三、作盤設備	三、作盤設備
四、睡眠設備(午睡夜間睡眠)	四、睡眠設備(午睡夜間睡眠)
五、給水設備	五、給水設備
六、兒童服裝及携帶品	六、兒童服裝及携帶品
七、災害援助及救急設備	七、災害援助及救急設備
八、職員勤務時間、交代等	八、職員勤務時間、交代等
九、實施事項	九、實施事項
一〇、其他參考トナルべき事項	一〇、其他參考トナルべき事項
一、衛生施設の種類及名稱	一、衛生施設の種類及名稱
二、主催者	二、主催者
三、施設の種類、時間、特ニ願望スル運動、禁止スル運動	三、施設の種類、時間、特ニ願望スル運動、禁止スル運動
四、場所	四、場所
五、期 間	五、期 間
六、收容人員(男女別、学年別等)	六、收容人員(男女別、学年別等)
七、收容兒童選定法	七、收容兒童選定法
八、指導者、監督者及補助者(職名及員數)	八、指導者、監督者及補助者(職名及員數)
九、組織	九、組織
一〇、組別法(學習、作業、運動、食事、午睡、夜間睡眠之際等)	一〇、組別法(學習、作業、運動、食事、午睡、夜間睡眠之際等)
一一、指導監督者一人に對スル兒童數	一一、指導監督者一人に對スル兒童數
一二、設備	一二、設備
一、建物及室の種類	一、建物及室の種類
二、學習及作業の種類、時間、緩急	二、學習及作業の種類、時間、緩急
三、程度、兒童ノ態度等、	三、程度、兒童ノ態度等、
四、日課以外ノ實施事項(例遠足運動會、學藝會等)	四、日課以外ノ實施事項(例遠足運動會、學藝會等)
五、睡眠ノ時刻、時間及結果(午睡夜間睡眠)	五、睡眠ノ時刻、時間及結果(午睡夜間睡眠)
六、給水ノ種類及狀況	六、給水ノ種類及狀況
七、給食ノ方法(食器請負ノ別其他)献立、分量等	七、給食ノ方法(食器請負ノ別其他)献立、分量等
八、其他給與又ハ賞與	八、其他給與又ハ賞與
九、天候氣温及水温	九、天候氣温及水温
一〇、兒童及家庭ニ注意スル事項	一〇、兒童及家庭ニ注意スル事項
一一、經費搬算	一一、經費搬算
一二、收入(公費、寄附、各個人ノ負擔額等)	一二、收入(公費、寄附、各個人ノ負擔額等)
一三、支出(各項別)	一三、支出(各項別)
一四、成績	一四、成績
一五、身體方面 開設中調査事項、繼續的觀察事項、非收容兒童トノ比較等	一五、身體方面 開設中調査事項、繼續的觀察事項、非收容兒童トノ比較等
一六、精神方面(例 智的方面、情意的方面等)	一六、精神方面(例 智的方面、情意的方面等)
一七、其他參考トナルべき事項	一七、其他參考トナルべき事項

であるから、水泳、體操、遊戯等を課する場合は、なるべく控へ目にする位で適當である。又健康兒に對しては、鍛鍊的な運動を課することも悪くはないが、之れを其のまゝ薄弱兒童に課することは避けなければならぬ。往々收容兒童の體重が減少する事があるが、之れは大部分運動量の過多から來ることが多いのである。最も體重は最初の週間に多少減するか、或は増加の率が遅々たるものであるが、それより漸次増加して來るのが普通の經過である。若し其頃に及ぶも尙體重が減少するか、睡眠が不良であるか、或は食慾が減退するやうなことがあらば、施設上どこかに欠陥がないかと云ふことを顧なければならぬ。就中注意すべきは、此の運動量の過多と云ふ點である。

毎朝五分乃至十分、深呼吸、呼吸運動、矯正體操を課するのは良いことである。

水泳は多くの場合最も履行ふ日課であるから、實施上必要な事項を左に列記する。

- 1、水泳は午前九時より十一時迄、午後一時半より四時迄の間に於てし、水泳時間は最初一日一回十五分以内とし、漸次一日二回、毎回三十分以内とすること。
- 2 食事の前後一時間以内は之れを避けること。
- 3 水泳前後に豫備運動を行ふこと。

4 天候不良又は氣温、水温攝氏二十二度以下の時は水泳をさせざること。

5 炎天の時には時々頭部を水にて濕すこと。

6 耳其他、故障を生じたるときは、直ちに醫師の手當をうくること。

7 疔瘡は豫め除去し置くこと。

8 水泳を行ふ兒童は尋常四學年以上の男女とし、次の疾病無き者たること。

トラホーム其他の重症眼疾。

中耳炎、鼓膜穿孔、外聽道炎及兩耳の高度難聽。

心臟病、(聚落以外一般の場合に於ては、是等の他脚氣、肋膜炎、腎臟炎等の患者の水泳はよろしくない)

收容兒童と雖、感冒、其他發熱、惡寒、頭痛、腹痛、嘔吐、下痢等ある場合は水泳をさせざること。

9 水泳の場合は兒童十名内外につき指導者一名を置き、己むを得ざる場合と雖、指導者一名につき兒童十五名を越へざること、

10 陸上にも監督者を置くこと。



（二のそ） 落 衆 濱 海 圖 七 十 四 第

- 11 不慮の出来事に對する注意（例へば腸筋痙攣等の場合）を豫め與へおくこと。
 - 12 日覆ある休憩所を設けること。
 - 13 適當なる脱衣所を設けること。
 - 14 給水設備に注意すること。
 - 15 海水浴の場合には洗體用の淡水を用意すること。
 - 16 水泳區域を定め、明かに標識を設けること。
 - 17 區域外に出づ者無きやう又不慮の出来事を生ぜざるやう、見張舟その他の方法により絶えず監視を行ふこと。
 - 18 其他災害豫防設備即ち浮袋、網、竹竿、綱、傳聲器等を用意すること。
- 尚温泉浴をなす場合は、次の事項に注意しなければならぬ。

- 1 入浴回数は最初一日一回とし、漸次二三回に増加すること。
- 2 入浴時間は温泉の温度、泉質、及兒童の體質により相違あるも、長きに失せぬ様注意すること。

二、休息及睡眠。聚落實施上最重大なる役目を有するもので、若し之れが不十分なれば、到底良好なる効果を擧げ得ない。一般聚落に出掛けた兒童は前記の如く寧ろ之れを制限しなければならぬ位活動するもので、従つて運動量の過多に陥ることが多いのである。故に監督者は十分此點に注意して、適當なる休息を與へることが肝要である。

睡眠時間。兒童は其年齢に應じて、凡そ左の睡眠時間が必要である。

尋常三四年の兒童にありては凡そ十時間。

同五六年兒童にありては凡そ九時間半。

高等科兒童にありては凡そ九時間。

故に夏期聚落では凡そ午後八時就床、午前五時半起床とするがよろしい。

午睡。一時間乃至二時間位行ふのが結構である。なるべく戸外の綠蔭を利用したい

最初は中々就眠しにくい児童があるが、是等も漸次熟睡するやうになる。蚊や蟬蛸の多い場所では必ず蚊張の準備をしなければならぬ。

睡眠時に寝冷をさせぬ事が大切である。

ホ、食事。聚落中重大なる事項は、児童に適當なる食物を供給し、十分な栄養を與へると云ふことである。然るに遺憾なのは、多くの聚落中には、却つて児童に粗食を與へ、之れを児童に強むんとする傾向のあることで、之れでは到底十分なる効果を擧ぐることは不可能である。茲に二三の献立表を載せて置いたが地方によつては、いろいろの献立をしなければならぬと思ふ。尙前にも述べた通り、なるべく技倆ある調理人を雇ふことが大切である。尙食物に關しては學校給食の項を参照して戴きたい。

日本赤十字社東京支部
児童避暑保養所

献立表

(大正十二年八月)

日	献立	日	献立
一	日本風シチュー(馬鈴薯三〇匁 牛肉 十五匁 豌豆 三匁 人参 五匁 玉葱 五匁 メリケン 粉 二匁 鹽 一匁 澤庵 五匁	二	フライ(鰯 二〇匁 ヘット 一〇匁 馬鈴薯 一五匁 鹽 一匁) ホイロを添ふ 福神漬 五匁
三	煮込(馬鈴薯 二〇匁 豚肉 一〇匁 コンニャク 五匁 人参 五匁 菜隠元 三匁 醤油 二匁 砂糖 一匁) 奈良漬 五匁	四	煮魚(鰯 三五匁 焼豆腐 五匁) 澤庵 五匁
五	南瓜小倉煮(南瓜 五〇匁 砂糖 二匁 小豆 五匁 鹽 一匁) 味噌漬 五匁	六	カツレツ(豚肉 一五匁 ヘット 五匁 サラダ油 一匁 キヤベツサラダの附合) 奈良漬 五匁
七	ロールキヤベツ 牛豚肉計 一五匁 パン 三匁 メリケン 粉 二匁 トマトソース 一匁 澤庵 五匁	八	鳴焼(茄子 五匁 味噌 三匁 ゴマ油 一匁 砂糖 一匁 醤油 一匁) 佃煮 四匁 奈良漬 四匁

九	五目壽司(米一合五勺 酢一勺 鹽一勺 砂糖二勺 干瓢三勺 赤生姜一勺 淺草海苔 醬油一勺 玉子燒一勺) 澤庵 四勺	一	フーカデル(牛肉五勺 パン五勺 キヤベツ二勺 鹽胡椒若干(二勺) ソース三勺) 奈良漬 五勺	三	魚照燒(カツキ二勺 醬油一勺 砂糖一勺 びたし一勺) 味噌漬 四勺	五	はんべん附燒(はんべん十勺 醬油三勺 砂糖三勺 出汁三勺 煮茄子一五勺 福神漬 五勺)	七	鹽元豆きん(鹽元一五勺 砂糖四勺) 味噌漬 四勺	
〇一	續シチュー(續肉一〇勺 馬鈴薯二五勺 玉葱五勺 人参五勺 豌豆一勺 トマトソース二勺 メリケン粉二勺 ヘット二勺 鹽及び胡椒少量) 澤庵 五勺	二	煮豆(鶏豆四〇勺 砂糖五勺 醬油一勺) 佃煮 三勺 澤庵 四勺	四	ロース、ボーケ(豚ロース一五勺 馬鈴薯二〇勺 キヤベツ一〇勺 ソース一勺 ヘット三勺 鹽胡椒若干) 澤庵 四勺	六	色御飯(米一合五勺 干瓢三勺 午券二勺 豚五勺 こんにやく二勺 砂糖二勺 醬油二勺 鰹節出汁一合) 澤庵 四勺	八	シンチコロツケ(馬鈴薯二〇勺 牛肉一〇勺 鹽胡椒一勺 パン粉三勺 ヘット一〇勺) 奈良漬 三勺	

九一	馬鈴薯牛肉の油イタメ (馬鈴薯三〇勺 牛肉一〇勺 胡麻油一勺 醬油三勺 砂糖二勺) 澤庵 四勺	〇二	ビーフカツレツ(牛肉十勺 馬鈴薯一五勺 キヤベツ五勺 鹽胡椒一勺 ヘット五勺 パン粉三勺 メリケン粉二勺 ソース二勺) 澤庵 四勺
一二	壽司(米一合五勺 酢一勺 鹽一勺 砂糖二勺 干瓢三勺 蓮根三勺 こんにやく二勺 椎茸二勺 魚ソボロ二勺) 澤庵		

主食は白米一合五勺宛、經費は一日(晝食)三十五錢内外であつた。

日本赤十字社京都支部 第六回避暑保養所 獻立表

日	朝	晝	夕	間食
一日		宮津精細樓 仕出し辨當	鯛鹽燒 莖高浸シモノ 澤庵漬	京都木村製 特製パン
二日	甘薯味噌汁 澤庵漬	牛肉煮込 玉葱 大根粕漬	小鯛煮附 南瓜 澤庵漬	牛乳五勺 同上パン

八日	七日	六日	五日	四日	三日
瓜 浅漬 豆腐 茗荷 スマシ汁	奈良漬 錢鉄味噌汁	胡瓜 浅漬 煮味噌汁 揚豆腐	茄子 浅漬 瓜味噌汁	澤庵漬 錦田麩 南瓜味噌汁	茄子味噌汁 茄子 浅漬
牛肉、玉葱シチュウ 午莖 奈良漬 澤庵漬	牛肉、生姜時雨煮 甘薯馬鈴薯キントン 茄子 浅漬	午牛肉 煮込 午莖 煮込 澤庵漬	牛肉 焼豆腐 澤庵漬	牛肉鹽煮メリケン粉 馬鈴薯煮附 奈良漬	牛肉味噌汁 麩 奈良漬
蒲鉾 煮附 南瓜 大根粕漬	鯛煮附 瓜葛引キ 澤庵漬	蒲鉾煮附 茄子ノ浸シモノ 大根粕漬	鯉漬焼 薇煮付 瓜 浅漬 澤庵漬	黒子 煮附 茄子 澤庵漬	鱧照焼 瓜酢採ミ 大根粕漬
牛乳五勺 天橋煎餅	牛乳五勺 青海苔入煎餅	牛乳五勺 文殊智慧ノ餅	牛乳五勺 海苔巻かき餅	牛乳五勺 南草豆入煎餅	牛乳五勺 船井郡委員部寄贈 からいた

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日
頭芋味噌汁 澤庵漬	白豆腐味噌汁 奈良漬	南瓜味噌汁 大根粕漬	甘薯味噌汁 瓜 浅漬 澤庵漬	茄子味噌汁 錦田麩 澤庵漬	カシラ芋味噌汁 鹽 麩 茄子 浅漬
牛肉鹽煮 菜浸シモノ 大根粕漬	牛肉 煮込 焼豆腐 茄子 浅漬	牛肉メリケン粉カケ煮附 玉菜酢アイ 茄子 浅漬	揚豆腐 アラメ 煮附 斗六豆 澤庵漬	牛肉 煮込 葱 澤庵漬	牛肉、玉葱シチュウ 午莖 奈良漬 澤庵漬
玉子焼(葱巻込) 甘薯煮附 瓜 浅漬 澤庵漬	甘薯鹽焼 茄子浸シモノ 澤庵漬	鯉昆布巻 瓜煮附 澤庵漬	玉葱、茄子 椎茸、玉子 ヒラ煮 澤庵漬	鶏肉、芋 甘煮 午莖 茄子 浅漬	蒲鉾 煮附 南瓜 大根粕漬
牛乳一合 セリーホンノ (寄贈 飴玉)	牛乳一合 ビスケット(寄贈)	牛乳一合 動物形ビスケット	牛乳一合 鮎形煎餅	牛乳五勺 宮津都餅	牛乳五勺 天橋煎餅

十五日	大根味噌汁 茄子浅漬	牛肉煮込 澤庵漬 (食後バナナ)	餅、午麥、芋、 麩、葛掛ヶ煮 奈良漬	牛乳一合 (寄贈) 東京製 西洋菓子
十六日	葱味噌汁 福神漬	牛肉、午麥、生姜、 時雨煮、握り飯(コ ン布被ヒ)辨當 梅干、澤庵漬	交ゼ酢シ辨當 奈良漬 澤庵漬	牛乳一合 ミルクキヤラメル
十七日	麸味噌汁 大根粕漬	牛肉煮込 馬鈴薯 澤庵漬	小豆燗煮附 焼豆腐 福神漬	牛乳一合 (寄贈) 蕎麥ホール
十八日	玉菜味噌汁 胡瓜浅漬	揚豆腐 葛カケ煮 福神漬 澤庵漬	鮭鹽焼 茄子煮附 澤庵漬	牛乳一合 支會長贈與 ビスケット
十九日	頭芋味噌汁 大根粕漬	牛肉煮込 玉葱 澤庵漬 福神漬	甘薯吸物 人参菜浸シモノ 澤庵漬	牛乳一合 與謝那分會寄贈 煎餅
二十日	南瓜味噌汁 福神漬	牛肉 甘薯 ウマ煮 握り飯辨當 梅干澤庵漬	蒲鉾煮附 南瓜 福神漬	牛乳一合 寄贈ビスケット

二十一日	瓜味噌汁 胡瓜浅漬	牛肉メリケン粉煮 茄子浸シモノ 澤庵漬	黒鯛煮附 干瓢 澤庵漬	牛乳一合 (寄贈) アラレ
二十二日	揚豆腐 味噌汁 葱 錦田麩 澤庵漬	鶏肉、小芋、甘薯 大根、百合、薩摩汁 澤庵漬	甘薯照燒 菜浸シモノ 茄子浅漬	牛乳一合 ビスケット アラレ
二十三日	海老煎餅味噌汁 モソク昆布 鹽 鮭 胡瓜浅漬	玉子焼 甘薯キントン 福神漬	牛肉煮込 玉菜 澤庵漬	牛乳一合 モナカ 夜寄贈アン餅
二十四日	南瓜味噌汁 澤庵漬	鯉、葱ノヌタ 瓜浅漬 (食後梨)	鮭 小芋 麩 玉子トシ 澤庵漬	牛乳一合 蒸 芋
二十五日	豆腐スマシ汁 茄子浅漬 福神漬	牛 生姜時雨煮 午麥ノイリツケ 握り飯(コブマフシ) 梅干、澤庵漬		

當所の獻立は凡左記の標準によつて作られたものである。

食 量

米飯 十二年以上の男兒及十三年女兒 平均 百十五匁

十一年以下の男兒及十二年以下の女兒 平均 九十五匁

副食物 朝味噌汁 漬物 牛肉若しくは鶏肉二十匁 野菜若干及び果物、漬物を添ふ 三十匁

間食 牛乳一合 菓子若干

同保養所は二十五日間の開設で人員約百三十人、賄費二千六百六十二圓餘であるから 平均一日一人七十錢内外の食費である。

日本赤十字社三重支部 第三回兒童避暑保養所 獻立表 (二部)

日 六		
夕	晝	朝
一三〇	一三一	一三一
間食(常例ノ他壽司)	鱧蒲燒、旨煮(馬鈴薯) 浸シ物(若菜、胡麻、砂糖、醬油) 漬物(澤庵、胡瓜淺漬) 旨煮(燒豆腐、鹽元豆、干瓢、砂糖、醬油) 漬物(澤庵)	味噌汁(味噌、南瓜、煮干) 漬物(梅干、ラッキョウ)

日 八			日 七		
夕	晝	朝	夕	晝	朝
一二九	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一二九
煮シメ(高野豆腐、大角豆) 浸モノ(ソル菜、胡麻、砂糖、醬油) 漬物(奈良漬、澤庵)	旨煮(鯖、茄子、砂糖、醬油) 漬物(澤庵、胡瓜淺漬)	味噌汁(味噌、茄子、干瓢、芽芋、煮干) 漬物(梅干、澤庵)	旨煮(里芋、椎茸、砂糖、醬油、時雨蛤) 漬物(福神漬、キヤベツ淺漬)	王子トゲ(鶏卵、牛蒡、玉葱、削粉、砂糖、醬油) 漬物(澤庵、茄子漬)	味噌牛(味噌、牛蒡、煮干) 漬物(梅干、ラッキョウ)

日 十			日 九		
夕	晝	朝	夕	晝	朝
一二七	一二八	一二七	一二七	一二八	一二七
味噌汁(味噌 里芋 葱 煮干) 漬物(キヤベツ 浅漬 澤庵)	旨煮(馬鈴薯 冬瓜 削粉 砂糖 醬油) 漬物(澤庵 福神漬)	味噌汁(味噌 馬鈴薯 千切大根 煮干) 漬物(ラツキヤウ 澤庵)	煮シメ(干瓢 鶏豆) 胡瓜モミ(胡瓜 酢 胡麻 砂糖 醬油) 漬物(奈良漬 澤庵)	旨煮(ヨコロ 冬瓜 砂糖 醬油) 漬物(キヤベツ 浅漬 澤庵)	味噌汁(味噌 南瓜 煮干) 漬物(梅干 澤庵)

日 一 十		
夕	晝	朝
一二八	一二八	一二七
漬物(澤庵 白瓜 浅漬)	旨煮(金時豆 南瓜 揚豆腐 削粉 砂糖 醬油) 漬物(胡瓜 浅漬 澤庵)	味噌汁(味噌 里芋 葱 煮干) 漬物(キヤベツ 浅漬 澤庵 ラツキヨウ)

主食は米飯毎食九十匁、則ち一日二百七十匁で、此の他毎日牛乳一合、菓子二十匁を與へて居る、又賄費が總計一千二百八十五圓、期間約二十四日、人員約百三十名であるから、食費は一人一日約四五十錢内外の割合である。

大正十一年東京市の數校が休暇聚落を試みたが、四年級以上の兒童に於て、平均一日一人四合乃至四合三勺位であつた。要するに次のような注意をすれば結構であらう。飲食物を給する場合には、其種類、品質、分量、調理法等に考慮を拂うこと。新鮮な材料を用ゆること。

食慾に應じ適量に與へること。

或種の食物を嫌忌する習慣ある兒童には、最初より之を強ゆる事なくなるべく此習慣を改める様漸次に導くこと。

間食は兒童の空腹の状況により、適度に與ふるやう注意し、且つ次の食事まで餘り近からぬ時刻に供給すること。

以上は日課の行事に關し略各項に就いて述べたのであるが、尙注意すべきは、

へ、日課の割宛である。今自分等の経験した處によると、中には随分微に入り細に亘つたものがあるが、餘りに複雑なよりは、却つて大體を定めて置いた方が良いのである。

左は最近見た内で最も良好と思はるゝものゝ一二例である。

全聚落

六時	起床
七時	朝食
七時—八時	休息

八時—九時 自習

九時半—十一時半 海濱行(海水浴)

正午 晝食

一時—二時半 午睡

二時半—四時半 海濱行(海水浴)

五時三十分 夕食

八時 就床

半聚落

九時 林間集合 十五分間深呼吸、唱歌、輕き體操

十時—十時半 自習

十時半—正午 自由運動

正午 晝食

一時—三時 午睡

三時—三時三十分自由運動

三時三十分 間食

四時 集合歸途ニツク。

左は稍複雑過ぎたと思はるゝ一例である。

- 一、起床 五時三十分
- 一、體溫検査洗面整容室内整頓 六時三十分まで
- 一、朝禮及朝間體操 七時まで
- 一、休憩 七時三十分まで
- 一、朝食 七時三十分
- 一、休憩 八時三十分まで
- 一、學科復習 九時三十分まで
- 一、散歩 十時三十分まで
- 一、間食 十時三十分
- 一、海水浴 十一時三十分まで
- 一、休憩 正午まで

- 一、晝食 正午
- 一、休憩 一時三十分まで
- 一、體溫検査 二時まで
- 一、間食 二時
- 一、海水浴 三時三十分まで
- 一、入浴及休憩 五時三十分まで
- 一、夕食 五時三十分
- 一、休憩遊戯 六時三十分まで
- 一、唱歌お伽噺蓄音器演奏等 七時五十分まで
- 一、人員點檢 八時まで
- 一、就寢 八時

七、其他實施上の参考事項

イ、特殊の衛生的事項。聚落其物が既に衛生上の見地から出て居るので、すべての事項に衛生上の注意を要することは無論であるが、茲には前記以外の二三の事項につ

休暇聚落兒童健康狀況記錄表													
第 學年 組		氏 名		男 女	年 月		發 育		疾 病 異 常		其 他		
月	口	朝	晝	夕	夜	便	通	疲	勞	入 所 後 疾 病 異 常	其 他	身 長	體 重
	食 慾												

記載例：食慾(良、中、不良) 睡眠(良、中、不良) 便通(日、夜、下痢、ナシ、ナシ、下痢、ナシ、ナシ、下痢、ナシ、ナシ) 疲勞(有、無)

第四十八圖

いて列記せうと思ふ。

兒童に衛生上の注意を與へ置くこと。
 漫りに飲食物を買はせざること。
 寝冷えせぬやう注意すること等。
 救急處置を遺憾なからしむること。
 救急箱を用意し置くこと。

發熱、下痢、嘔吐等ありたる時は、先づ別室に移し、醫師の指圖を受くること。
 傷病者ありたるときは直に應急手當を施し、醫師の指示をうくること。
 傷病者の治療名簿を作製し置くこと。

兒童の健康状態に注意し、且つ施設の及ぼす影響を日々継続的に監察すること。
 體重は一定の時刻及方法により成るべく日々測定すること。
 身長胸圍は少なくとも開設の始終に於て測定すること。
 血色素、肺活量、血壓等も事情のゆるす限り行ふこと。
 食慾、便通及睡眠状態等に注意すること。

天候、氣温水温等に就きては成るべく詳細に記録し置くこと。
 實施後其影響を繼續的に監察調査すること。

(兒童の健康状態を左記事項につき考察すること。)

施行前及其後の差異。

收容兒童と非收容兒童との差異。

施設後長時間に於ける同上の差異。

ロ、携帶品の準備

土地の選定を終へてから、實際上に面倒なのは携帶品の準備である。携帶品は聚落地の状況、宿舍の如何、聚落の種類、交通の如何、兒童の數等によつて一定し難いが、今實驗上から調査すると、全聚落では略左記のやうな準備で良いやうである。無論取捨選擇の要あるは勿論であるが、初めて施設を行ふ學校にとりては、多少の参考になると思ふのである。

A 兒童携帶品

一、學用品。休暇日誌 寫生帳 理科帳 圖書用紙 腊葉用紙 雜記帳 黒鉛筆

クレヨン 消ゴム 小刀等

二、運動水泳用品。運動帽、水泳帽(經木帽) 水着下帶 古足袋等、

三、居住用具。布團皮(到着後藁布團にする) 毛布 腹卷 着替衣 猿又

手拭 枕袋(或は空氣枕) 小洗面器 齒磨用具 石鹼 整容具(女子)

鼻紙等

四、食器。茶碗二箇 箸 皿(大小二個) 布帛(三枚) (皿はなるべくアルミ製茶

碗は大形コーヒー茶碗とし金屬製瀬戸引きの物がよい) 水筒等。

五、其他の必要具。洋傘 荷纏用バスケット或は風呂敷

六、隨意携帶品。切手、葉書、浮袋、持合せ玩具 雜誌 お伽噺の類 教科書類

右の内食器夜具等學校より送出す物は必ず記名するか、名札を付けることが大切である。

七、小使錢。一日約十錢の割、兒童に持たせず、教師にて預り置くやうしなければならぬ。

B 學校側準備品

第二章 休暇聚落

- 一、學習用具。小塗板(机) (腰掛) 白墨 塗板拭 顯微鏡 蟲眼鏡 水槽
採集用具 標本作製用具 腊葉臺紙 理科用藥品等 紙筆墨硯等
- 二、運動用具。ボール ミット 浮袋 テニス道具 ビンボン 喇叭 紅白旗
呼子等
- 三、休憩所用具。天幕 薄縁等
- 四、睡眠用具。蚊帳等
- 五、給食用具。飯釜 汁鍋 庖丁 七輪 藥罐 土瓶 指導監督者用食器 摺鉢
杓子 バケツ 飯鉢 俎板 批杓 鑊切 栓拔 火箸等
- 六、災害豫防及救急用具。水泳區域の標示に用ゆるる旗浮標、傳聲器(救助用
舟)(樽)等
- 七、衛生用具及藥品。秤 體溫計 液量計 ビンセット 鉢 膿盆 水囊 耳鏡
コップ 剪刀 點眼瓶 卷綿子 匙 注射器 浣腸器 綿紗 脫脂綿 油紙
卷綿帶 晒木綿 藥包紙 石炭酸 昇汞錠 赤酒 ヒマシ油 デルマトール
硼酸 沃度丁幾 重曹 絆創膏 酒精 グリセリン 硫酸亞鉛 硝酸銀 カム

フルオレーフ油 ビック硬膏 稀鹽酸 單舍利別 ビスミット アスピリン
アンモニア水等

八、其他の必要品。卷尺 寒暖計 水溫計 懐中電燈 算盤

ハ、費用。前項同様施設の方法如何に因つて相違のあることは勿論である。今参考のため二三の實例を左に示さう。

1 東京市神田區教育會主催夏期兒童保健所
(大正十一年八月東京市外井ノ頭ニテ實施)

聚落ノ種類	兒童數	監督指導者等ノ數	期間	收	入	支	出
半聚落	七〇人	講師三 醫師(交代)三 看護婦一 雜役夫二 計九人	二〇日	教育會負擔 八五〇 兒童據出 七〇〇 (一人宛 一〇〇)	借家料(寺院)七五 所具手當 三八〇 電車賃 五〇五 中食費 三六九、六〇 間食費 一二八 雜費 九二、四〇 計 一五五〇	計 一五五〇	計 一五五〇

2 東京市横川尋常小學校主催臨海修養園

(大正十一年八月房州保田ニテ實施)

聚落ノ種類	兒童數	監督指導者等ノ數	期間	收 入	支 出
全聚落	四一	教員五 水泳教師二 醫師一 小使	二一日	兒童據出 一〇五〇、 圓 寄付金 一四六、六五	兒童給與品費四〇、八二 同見學費 三〇、八四 旅行費 一〇五、一一 食費 五九〇、八九 間食費 三二、三四 備品費 一二、三二 設備費(學校)五五、二一 點燈費 二二、五四 通信費 二、二八 衛生費 四〇、二五 薪炭費 二六、四五 寫眞費 二四、一二 謝禮費 一一五、〇〇 慰勞費 五九、四五 雜費 三八、〇三
計				一一九六、六五	一一九六、六五

3 東京市小梅尋常小學校主催夏季海濱聚落

(大正十一年八月房州富浦ニテ實施)

聚落ノ種類	兒童數	監督指導者等ノ數	期間	收 入	支 出
全聚落	七二人	監督一 指導者二〇 醫師一 補助者一 小使四	二一日	兒童據出 一八〇〇、 (一人宛 二五) 後援會寄附 一〇〇、 有志寄付 一九九、八七	旅費 二四八、七四 實地踏査費 二九、九六 備品費 一〇一、三六 兒童給與品費 一六、四〇 同見學費 六八、六四 衛生費 六二、七三 宿舍費(學校)七〇、〇〇 給料 三二五、二〇 集會費 一九、八六 通信費 一〇、三二 電燈料 三〇、一〇 寫眞代 二五、三二 食費 六八〇、〇八 薪炭費 四二、五九 雜費 二二三、五七
計				二〇九九、八七	二〇九九、八七

4 日本赤十字社京都支部第六回避暑保養所

(大正八年八月天橋立附近ニテ實施)

聚落ノ種類	児童數	監督指導者等ノ數	期間	收	入	支	出
全聚落	一二八	主管一 醫員二 委員三 教員八 支部出張員一 看護婦三	二五日	前年度繰越 三、七〇 入所費 三八二、五〇 （一人宛 三〇〇） 補助金 三〇〇、〇〇 預金利子 九、三〇 寄附金 三四三、五〇 雜收入 一三、三〇 計 四四九三、三五	慰勞及報酬 四八五、〇〇 雇給 三八三、三〇 船車馬賃 八三、七一 旅費 三一五、一〇 設備費 四六一、八〇 消耗品費 一五〇、三一 賄費 二六二、七五 宿舍費 六〇、〇〇 印刷費 四、九六 通信運搬費 八三、三二 雜費 一五七、〇九 患者費 七五、七五 翌年繰越金 七〇、三五 計 四四九三、三五		

4 日本赤十字三重支部第三回兒童避暑保護所

（大正八年八月二見ヶ浦ニテ實施）

聚落ノ種類	児童數	監督指導者等ノ數	期間	收	入	支	出
		主管一 教員六		支部支出 九、二四、一一 兒童納金其他 一三七三、四六	報酬 二八〇、〇〇 手當及慰勞 一〇五、〇〇		

全聚落	一〇七	醫員一 事務員一 看護婦一 顧問二 相談役一	二三日	（兒童ハ食費トシテ一人金十圓、外ニ二圓ノ寄付金ヲ納入セシム尙遠足ニ要シタル汽車電車賃ハ實費支辨トシタリ） 計 二二九七、五七	雇人料 一九〇、三〇 舟車馬賃 二二、〇七 旅費 四〇、二六 需用費 一四二、二三 賄費 一二八五、〇一 患者費 四六、二九 設備費 一八六、四一 計 二二九七、五七
-----	-----	------------------------------------	-----	---	--

二、陥り易き缺點。從來開設された幾多の休暇聚落を視察して一般陥り易い點を數へて見ると次の通りである。

- 1 運動量の大きすぎる。
- 2 休息の不十分なること。
- 3 薄弱兒と強健兒童との取扱ひに區別なきこと。
- 4 薄弱兒童を鍛鍊せんとすること。
- 5 規律を以て兒童の自由を束縛すること。
- 6 時間割の繁雜にすぎること。
- 7 學科を課してあまりに兒童を教へんとすること。

第三章 早起會及び朝間召集

朝間召集、又は早起會は、前記聚落の最も簡單なものとも見るべきもので、その簡便な點から、全国各地に於て、可なり一般に實施せられて居るやうである。則ち朝間空氣の清澄なる時刻を選び、林間其他の適當なる場所に兒童を召集し、遊戯、深呼吸、或は軽度の體操運動等を課するのであつて、現在では薄弱兒童のみならず、一般健康兒童に對しても行はれ、簡單な施設に拘らず、中には随分相當の成績を擧げて居るものがある。

東京下谷區に萬年と云ふ小學校がある。此學校は特殊學校の一つであつて、一般兒童の健康状態は極めて不良であるが、本年春期の身體検査の結果に基き、中より約三十名の薄弱兒童を選択し、更に兩回嚴密な身體検査を行ひ、朝間召集に堪えざるもの或は特殊の治療を要するものには、それ／＼適宜の處置を講じ、残り二十名の兒童に對して、八月一日より同月三十日迄附近の上野公園へ引率して行くことにした。

指導者は訓導一名で、之れに補助者（小使）が一名ついて行つたが學校醫も時々之れに参加した。七時半に學校を出てから、日々所定の場所へ至り、十時半頃歸校して身體を十分清拭せしめ、牛乳一合宛を與へて解散させた。

今七月末の身體狀況と、八月末の夫れとを比較すると計量的にも、望診的にも相當好果を擧げたのは事實であつた。則前年夏休み中には非常に體重の減少した兒童が多かつたが、今年參加した兒童の中では、唯一名の除外例がある計りで、其他は體重が五十乃至百十多位増加した。

殆んど之れと同様な施設が、芝區芝浦小學校に催され、これも自分が委囑をうけて約三十名の虛弱兒童を選定した。そして是等の兒童は八月一日から同月二十迄、毎期六時に學校内に集合し、芝公園内の林間、或は芝浦埋立地の海岸に至り、呼吸運動、其他の運動を行はしめ、七時三十分歸校の上、浴場にて冷水摩擦を行ひ、次で各自に牛乳一合を供給し、八時解散せしむることとした。

此の施設も殆んど萬年小學と同様の結果であつた。

要するに朝間召集又は早起會は、最も簡單な増強法の一つであつて、相當注意すれ

ば豫期以上の成績を挙げ得るものである。唯睡眠不足にならぬやう、注意することが肝要であつて、従つて餘りの早起は避けた方が安全である。

第四章 虚弱兒童特別學級

身體虚弱兒童を普通健康兒童と同様に取扱ふことは、保健上より見て頗る憂ふべき事柄であるから、之れを救済せんがために林間學校を設け、或は休暇聚落を爲さしむることは、教育上最も必要な事柄である。けれども是等の施設は、經費其他の狀況に依つて、容易に實施し難い事情があるので、かゝる學校では、差し當り虚弱兒童だけの特別學級を編制し、以て特殊の取扱をするやうしなければならぬ。世間では出生年月學業成績等で學級を編制して居る學校は澤山あるが、こう云ふ風に身體方面から學級を編制するのも必要なことである。

兒童の選定。特別學級に編入すべき兒童は、前章に述べた如く主として腺病質、栄養不良、貧血、心臟病及び氣管支病兒童であるが、尙ほ衛生上注意を要する疾病異常例へばヘルニア、胸廓異常、脊柱彎屈等其他の健康兒童に比し特別の注意を要するもの、

又は矯正運動を要するもの等を加ふるも可なりである。今身體虚弱兒童の取扱法の大要を掲ぐれば次の通りである。

- 一。教室はなるべく採光、換氣等良好にして暖室其他遺憾なき室を撰むこと。
- 一。教授及び訓練上に細心の注意を拂ひ、負擔の過重なからしめ、日課宿題等を顧慮し、特に學習時の姿勢に注意し、掃除當番、組長の如きを全免せしむること。
- 一。天候良好なる場合はなるべく室外に出ださしめ、又學校農園等を設け、なるべく戸外に出づる機會を多くすること。
- 一。栄養不良、貧血兒童等に對しては、糞便検査、尙能ふ可くんば血液検査等を行ひ、之れに對し相當の處置をなし、又虚弱兒一般に對して少くとも毎月一回身體検査をなし健康狀態の如何を觀察する事。
- 一。貧窮兒童にして栄養不良なるものに對し、學校給食を實施せしむること。
- 一。よく家庭と連絡し、共同して健康の増進に努むること。
- 一。體操遊戯競技等に注意すること。

一。休暇聚落を催すこと。

右の内特に注意すべきは體育運動に關する事項である。世に身體薄弱の故を以て、普通兒童以上に運動を要すると考へる者があるが、それは大いなる誤謬である。薄弱兒童は健康兒童に比し、同一運動に對して身體の各機關に、より多くの影響を蒙るのみならず、其の疲勞の程度に於ても著しきものがある。彼の身體薄弱兒童が特に體育の必要を認めらるゝに拘らず、殊に體育運動等に興味を有せず、却つて之れを嫌避せんとする傾向あるは、かゝる兒童の多くが普通兒童と同一の運動量に耐ゆる事能はず、高度の疲勞と苦痛とを感ずる爲めであつて、殊に競技運動の如きに於ても、常に敗者の地位に立たざるを得ざるが爲めである。依つて教育者は學校醫と協力して、運動體操等を適宜に輕減せしめ、且つ體操の如きも一週三回一時間宛を配當するよりも、其の一回時間を約三十分内外たらしめ、之れを日々施行するのが適當である。

尙休暇聚落等に關しても、特別の注意を要することは前記の通りである。又特別學級に不正發育、例へば脊柱彎屈、其他姿勢不良の者等を加味せる場合に於ては、是等に對し特別の注意を拂ふのは勿論である。特別學級を編制しても、尙個人扱ひと云ふ

ことを忘れてはならぬ。

大正八年の頃、余は福岡縣福岡市男子高等小學校の身體薄弱兒童特別學級を參觀したことがある。同級は四月の身體検査に基き、薄弱兒童と認むるもの五十名を選定したもので、更に櫻井博士に依頼して詳細なる身體検査を受けたものである。一般授業殊に體操科について特別の注意を拂ひ、不正發育の者に對しては矯正體操を行ひ、家庭に計りて滋養分の供給、家庭體操等を行はしめ、日曜日には郊外散歩、夏期には休暇聚落を設くる等施設上に見る可きものが尠くなかつた。其の結果も從つて良好であつたさうだが、無論現在でも編制されて居るだらうと思ふ。

第五篇 一般病弱兒童に對する各種の施設

第一章 授業免除

病弱兒童の課業は、其の量に於て顧慮すべきのみならず、其の質に於ても注意すべきものである。換言すれば、病的兒童は時間的に其負擔を軽くするのみならず、且つ其の科目に於ても取捨撰釋の必要があるのである。授業免除は其手段として當然行ふべき唯一の方法である。

1 體操及び其他の運動。近來體育の獎勵と共に各種の運動が盛んになつたのは、誠に結構な事であるが、同時に取り扱ひ上不注意の爲め、却つて種々の弊害の生じつつあるのも亦事實である。故に兒童の健康を増進せんとするには、一般體育を獎勵するのみならず、病弱兒童に對して、十分の顧慮が必要である。(別表參照)

2 唱歌及び朗讀。咽頭、喉頭、氣管及び氣管枝、心臟等の疾患、咳嗽、呼吸速迫等のある場合、或は發情期に達し所謂聲變りのする時、或は甚しき言語障礙あるもの

ふと之れは寧ろ個人的に定むべきものであつて、其の疾病異常を確實に制定することは困難である。唯大體の標準となるべきものは次の如きものであると思ふ。

1 身體虛弱なるもの

榮養、發育共に不良なるもの。

體質不良なるもの。(例 腺病質)

貧血あるもの。

結核と關係深き疾病あるもの(高度の頸腺腫脹、慢性氣管枝炎等)。
重病後。

2 體育運動上常に顧慮を要するもの。

心臟病、ヘルニア、等。

3 教授衛生上常に顧慮を要するもの。

神經質。精神薄弱。

4 傳染豫防上注意を要するもの。

傳染病初期の疑あるもの。

校に出席する児童の爲めに食事を給する條令」と云ふ制度が確立せられて、茲に立法上の新紀元を開いたのである。最も同國ではビクトル、ユーゴーが獨力、附近の貧窮児童に、暖かい食物を與へたのが動機となり、今を去る事約六十年前、「貧困兒給食協會」と云ふものが、倫敦市に設立せられ、爾來國內に普及して、同種の協會國內に三百六十、倫敦市内にても約百六十の多きに及び、同法案通過の際にも既に國內百四十六都市に於て實行されて居たのである。そして一九〇九年には、全國三百二十七區中百三十四區の給食所が設けられ、倫敦だけでも四萬七千の児童が救濟せられた。又英國ではブラドフォード市が最も給食の發達した處で、全市の學童數四萬七千中、日々給食に與かる者七百人、内五百人が無料給食者である。

佛蘭西では、今から七十四五年前、既に此種の施設があつたのである。パリ市は一八八一年、則世界の大都市中、最も早く給食を實施した處で、一九〇九年には二十一萬「ボンド」を支出して居る。食物は無料又は實費を以て給せらるゝのであるが、無料券は有料券と殆んど同じ體裁で、児童は之れを鑑別することが六ヶ敷い位である。それは児童に救助を受けて居る事を感じせしめぬやう考慮したもので、児童は各自家庭

より切符と換へたる辨當を持參し、他の學童と共に學校に於て食べるのである。一九〇八年の調査によれば、酒保の數三百五十三、學校數五百八十八、児童數三萬八千五百餘名で、酒保一に對し児童數百九人、學校一に對し六十六人の割合である。尙當時の食費は上等スープ一碗、肉一皿、野菜二種、麵麩若干で十五サンチーム（我が約六錢）であつたさうである。

獨逸では今を去る事百三十年前、ミュンヘン市に於て市の給食所が設けられ、學校に於ても児童をなるべく給食所へ送る方針を執つたのであるが、此れが土臺となつて爾來同市の學校新設に際しては、必ず庖厨と食堂とを備へ付ける規定になつて居る。而して此の問題は、獨り一ミュ市に止まらず、漸次獨逸の全般に及んで、今から約十年前には、約一萬の都市の半數が孰れも學校給食を施して、之れから無料支給を受けた児童數は、約六乃至七%の多きに上つて居る。シュツツトガルト市では規定をもうけて温かい牛乳一杯を約一錢半と定めた。

米國では、ニューヨーク市の児童救濟協會が、一八五五年、其所管内の貧民學校児童に給食したのに端を發し、爾來各地に施設せらるゝ機運に向いたが、殊に一九〇九

年以來一層其の事業が盛になり、就中ニューヨーク、フィラデルフィア、ボストン等の諸市に行はれて居る。

伊太利では、約五十の都市が、學校給食を實施して羅馬に於ては約半数の兒童が、學校食事の供給を受け、就中五%は無料である。又或町では兒童の約七五%が學校辨當の供給に與つて居る。

瑞西では一八九四年、既に學校の約七%が之れを實施し、其供給を受けた兒童は約三萬五千であつて、學校辨當食を食する兒童は、約二五%に達して居る。

以上は一九一〇年頃の歐洲各國と、一九二〇年頃の米國の狀況であるが、翻つて我國の現状を見れば、餘りに其の差異の大なる



第五十一圖 學校給食

に驚かざるを得ない。

先年我が東京市靈岸小學校（特殊學校）に於て、此の種の施設を試みた事があつたが、之れも其後中止となり、最近では、大正十一年、同じく三笠小學校（特殊學校）に於て、約半年間、日々貧窮兒童の爲に「パン」一片及び味噌汁を供給し來つたのであるが、その經費は一人當り約六錢弱、兒童數は日々三四十人内外で、之れを朝晝二回に分けて給食させて居たのである。財源は全部寄付金から成つて居る。今米國の小學校に於ける給食の實際狀況を聞くに左の通りである。

一仙（二錢）食。極僅かな費用を以つて、しかも滋養の多き食物を與へんとするもので、一方には腸胃を害する駄菓子の間食を防がんとするものである。米國フィラデルフィア等に行はるゝる處で、一品一セント、コ、ア、スープ、牛乳、ビスケット、果實等を給するのである。尙學校には一名の婦人を置いて、此れが食物の準備、食物の分配、食器の始末等をするのである。

三仙（六錢）食。此れもフィラデルフィア等で行はれて居るものである。獻立はパン、サンドウキツチ、スープ、牛乳、豆類、果物又は菓子等より成り、榮養價は一食

四百乃至四百五十カロリーである。此れも一名の婦人が準備に従事し、数名の女子が之れを補助するのである。

英國のブラドフォードでは、ドクトル、クローレー氏の考案に基き、十歳兒童に、一日温量一九〇〇カロリーを有する食物を與ふる爲めに、學校給食として、朝晝二回に千五百「カロリー」の温量を有する食物を供して居る。朝食は二仙半（五錢）で、オートミール、牛乳、パン、バター、糖類等より成り、晝食は三仙（六錢）でパンと牛肉、魚肉、スープ、ジャム、野菜等十七種の違つた獻立から成つて居る。

準備は簡單でコップに盆、皿、瓶等皆白エナメル塗りの清楚なものを使用し、臺所用の道具としては、大形の湯沸し、ソース鍋、匙、コップ等がある。食卓のテーブル掛けは白桐油布を用ひ、兒童の年齢、年級に相應して、テーブル、腰掛等は夫々適當な物を用ひて居る。

米國の或る市では給食に關する準備、管理、食料買入等に要する費用は、凡て學校給食委員といふものから支拂れる。市學務局は學校給食委員の監督を司り、瓦斯及び湯水は、市から無料で給與するので、従つて煮焚の費用はいらないが、食品の實費は

喰べた兒童から徴收することになつて居る。

貧困兒童の身體の弱いののは、單に食物の不良な計りに基因するのではなく、新鮮な空氣の缺乏や、室内の不潔等其他種々の原因に因る事は勿論であるが、良い健康を保つには良い食物が必要であるといふ事と、家庭の事情がこれを許さなければ、公費を以て給養するのが必要であるといふ事は誰れしも異論を唱へる事のない所である。

學校給食の兒童に與ふる效果の多い事は、先年英國ブラドフォードに於て行ふた給食の成績に徴しても明かである。兒童數は四十名、期間は四月十七日より七月二十四日迄で朝食及び晝食（二回分にて一日量の四分の三の榮養價を有する食物）を給し、一週間に其の體重を計り、此れを六十名の對照兒童に比較してみたのである。其の報告によれば給食兒童は、對照兒童に比して、第一ヶ月に於て體重約一ポンド（約百二十匁）の増加を見、七月給食を了へる迄依然其の比を持して進んで行つたのである。そして五月に一回、試験的に給食を中止したが恰も七月給食を止めた時と同じく、果然體重の減少を見たのである。

以上は歐米諸國に於ける給食實施の狀況であるが、彼我の食物の異なる以上、その

大人は右の如く體重一基瓦につき四十五カロリーの温量を要するのであるが、小兒の如き發育旺盛なる時代には、比較的多量の温量が必要であるから、乳兒の如きは月數に應じて、體重一基瓦に對し九十乃至百十カロリーの温量を與へねばならぬ。今本邦兒童各年齢に於ける需要温量を示せば次の通りである。

年 齡	體 重	必要なる温量 （體重一基瓦に對し）	一日に要する温量
滿 一 年	九〇〇〇 （二貫四百匁）	九〇	八〇〇
二 年	一〇五〇〇 （二貫八百匁）	八五	九〇〇
三 年	一二〇〇〇 （三貫二百匁）	八〇	一〇〇〇
四 年	一三五〇〇 （三貫六百匁）	七五	一〇〇〇
五 年	一五〇〇〇 （四貫五百匁）	七〇	一三〇〇
六 一 七	一六五〇〇 （四貫八百匁）	七〇—七〇	一四〇〇
八 一 九	一八〇〇〇 （五貫二百匁）	七〇—六五	一四〇〇
一〇 一 一	二〇〇〇〇 （五貫六百匁）	六五—六〇	一五〇〇
一〇 一 一	二二〇〇〇 （六貫三百三十匁）	六〇—五五	一六〇〇
一〇 一 一	二七〇〇〇 （七貫二百匁）	六〇—五五	一六〇〇
一〇 一 一	三〇〇〇〇 （八貫 匁）	五五—五〇	一八〇〇
一四 一 一 五	三九〇〇〇 （九貫四百匁）	五五—五〇	二〇〇〇
成 年	五四〇〇〇 （十四貫四百匁）	四五	二四五〇

前述の如く食物の栄養價は、其の中に含有せられる蛋白質、脂肪、含水炭素の量より算定するのであるが、是等の一割乃至二割は消化吸収の出来ないものであるから、栄養價を算定するには、當然之れだけを、餘計に見積つて置くやうしなければならぬ。又一日一回の給食ならば、一日に要する栄養價の三分の二、一日二回の給食ならば、四分の三位に見積るのが適當である。

尙注意しなければならぬのは、近年唱道せられる

ヴキターミン の有無である。ヴキターミンには、A、B、Cの三種類があつてヴキターミンAは人體の發育成長に缺くべからざるもので、此れが不十分な場合にはよく栄養不良となり、佝僂病又は夜盲症等を起すものである。ヴキターミンAを多く含む食料品は、

肝油 バタ 卵黄 クリーム 牛乳 等

肝油が夜盲症や腺病質に特效のあるのは其の爲めである。

ヴキターミンBは、身體の新陳代謝の作用を盛んにするものであるから、此れが缺けると種々の病氣例へば脚氣の如きを起すものである。ヴキターミンBを多く含む食

料品は、

米の胚芽 玄米 大小豆等

ヅキターミンCが缺けると、種々の器官に出血其の代の異常を起すものである。乳
兒にいつも煮沸した牛乳許りを與へると、パーロー氏病といふ病に罹り、又新鮮な食
物を攝り得ない籠城の兵士等が、壞血病に罹るのは此の爲めである。

ヅキターミンCを多く含む食料品は、

甘藍 洋苜蓿 白菜 柑橘類其他果實等

次に緊要なのは其調理法の如何である。即ち同様の材料を用ゐるにしても、其の調
理の良否によつて消化に難易を生ずるものである。例へば同じ魚肉に於ても刺身は最
も消化し易く、煮魚は此れに次ぎ、焼魚は最も多く消化時間を要するが如きである。ヅ
キターミンAとBは、熱に對する抵抗力が強い方で、沸騰點位迄效力を失はないが、
Cは熱によつて容易に破壊せられるから、成る可く生で用ゐる様しなければならぬ。
尙必要なるは調理の巧拙で、美味なるものは消化を良からしめ、不味なるものは此
れに反する。又食物は單調にならぬやう、時々變つた獻立をするのが緊要である。

第四章 就學前豫豫備身體檢查

兒童が初めて就學することは、彼等の生活の一大變轉期で、此れが精神上並びに肉
體上に及ぼす影響は、頗る重大なるものである。シユミト、モンナルド氏が誕生より
十四歳迄の兒童に就て検査したところに依れば、體重及身長増加率は、就學後に於
て最少かつたと云ふことである。

年 齡	體重の増加(基瓦)		身長増加(仙迷)	
	男	女	男	女
四歳……五歳	一、七	一、四	六、七	六、六
五歳……六歳	一、九	一、九	五、九	六、一
六歳……七歳	二、二	一、九	七、四	五、四
六歳……七歳(就學後)	一、五	〇、六	四、二	四、五

又クイーンスフェルド氏が北ボエミアにて検査したところに依ると、一學年兒童の
身長増加の平均は二、五仙迷、體重増加の平均は半乃至一基瓦二學年では身長が五、

○仙迷體重が一乃至二基瓦であつたと云ふ。尙同氏が一學年兒童の體重に就て調査したところに依ると、體重の減少せるもの、男子にては約一六%、女子にては約二五%又體重の變化なきもの、男子にて約三〇%女子にて約四四%もあつたさうである。

罹病率の點から云ふても亦同様で、デンマルクのヘルテル氏の調査によれば、七歳即ち初學年に於て最高率を示すと云ふことである。シユミト、モンナルド氏の調査に於ても、豫備學校第一學年の罹病率は二一%で第二學年では一四%と示して居る。此の他エンゲルスベルグ、チーグレル、ローゼンフェルド諸氏の報告があるが孰れも之れと同じ様な結論に達して居る。

又或る事情の下で就學しなかつた七歳の兒童と、入學した七歳の兒童とを比較すると、其身長、體重等の増加率が、前者は後者に比して著しく大きかつたと云ふことである。

就學が兒童の身體上に、何故斯く悪影響を與ふるかと云ふと、此れ迄自由な生活をして居つたものが、俄かに時間的の束縛を受け、且つ多數の人の集合する空氣の不潔な場所に静座するばかりでなく、種々精神的の課業を強ひらるゝが爲めである。普通

の兒童に於てもさうであるから、殊に身體の虚弱な兒童にとつては、一増悪影響を受けるのは當然である。豫備身體検査の目的は先づ就學に堪えない兒童や、又は猶豫を要する兒童を選定して、此れが適當なる處置を保護者に注意せんが爲めである。例へば瘋癲、白痴又は不具廢疾の爲め、就學の出來ない者、病弱又は發育不完全にて就學猶豫を要する者をそれ〴〵保護者に注意してやるのである。

此の他トラホームや傳染性皮膚病等の兒童が、一度學校へ入學すると、なか〴〵治療が困難でもあり、且つ又他人へ傳染さす恐れがあるから、豫備検査の際早く此れを發見し、入學時期迄に全治せしめ置く事は、之れ亦本検査の必要なる所以である。

此の目的から云ふと、豫備身體検査は、就學前少なくとも半年以前に行ふのが適當であるが、只遺憾なのは、學齡簿の完成が、前年十二月の下旬でなければ出來ないから、戸籍に移動の多い大都會では、なか〴〵此れが實施に困難を感ずるのである。けれど其本検査の效力は、着々一般に認められ、此れが實施をなせる市町村も少くない。我が東京市でも本年來、殆んど各區に亘つて實行したが、大正十二年より毎年一月、全市統一的にやる事になつて居る。

就學兒童豫備身體檢查書

月

日 檢查

大正十二年度就學兒童豫備檢查票東京

小學校

名 童 兒	大正 年	月 日 生	發 育 狀 態		其 病 疾 他 癩 病	就 學 ノ 可 否	治 療 ノ 要 否
			精 神	身 體			
			保 護 者 氏 名	住 所			

身體檢查の件通知

本年四月小學校へ入學する
 身體を檢查しますから月 日 午 時の
 小學校へ御連れ下さい

大正 年 月 日

東京市 區長

區 町 番地

殿

治療勸誘書

今回當區擔任學校醫が
 殿の身體
 を調べましたら
 を発見致しまし
 たから直に醫師にかけて御治療下さい
 追て 月 日 午 時に二度目の
 検査を致しますから必ず御連れ下さい

大正十二年 月 日

東京市 區長

保護者

殿

第五章 職業の選擇

兒童が學校を卒業して、或種の學校に入學し、或は一定の職業に就く場合、多くは
 兩親の選擇により、或は兒童の希望によつて其れが定まるやうであるが、之れは兒童
 の前途に關する重大な問題であつて、或は兒童一生の浮沈に關するやふな事にもな
 る。

然し一般の狀況を見るに、兒童自身にはまだ確固たる考へが無いから、多くの場合
 職業の選擇は、何時でも兩親が決定を與へて居るやうである。最も家庭の事情によつ
 て、一々兒童に適當な職業を與へる事の困難な場合も尠なくないやうであるが、兒童
 の前途に就いて熟考した場合には、その職業を選定してやると云ふことは非常に責任
 のあることで、中々考慮を要する問題である。そうして職業の選定にはいろ／＼附帶
 條件のあることであらうが、先づ第一に兒童の身體狀況とそれから精神能力とを考へ
 てやらなければならぬ。従つて身體狀況については學校醫に相談し、兒童の身體が希
 望の職業に適するや否や、又精神能力については學校教員に相談し、その職業がふさ

はしきや否やを、検査して貰ふことが必要である。

以上は兒童の家庭に對する希望であるが、學校側に於ても、是等のことに關與するのは、大變肝要なことであるから、少なくとも卒業前、兒童各自の検査を行ひ、家庭に對し相當の注意を與へるやうしたいものである。獨逸では大分以前より實行して居る處があり、本邦に於ても二三ヶ所實施して居るさうであるが、こう云ふ施設はどの學校に於ても、是非共實施するやうしたいものである。精神能力の方は他に譲つて、茲には衛生上から見た二三の疾病異常と、職業選擇との關係に就いて述べることにする。

四四〇

1 心臟病 の患者には安靜な坐業が適當で、従つて役人、事務員、商人等の如き肉體的努力を要しない職業がよいのである。之れに反して多大の體力を要する職業、例へば軍人、農夫、大工、労働者の如きもの、或は裁縫師の如く機械に倚り掛り、血行障害を越すものは避けなければならぬ。

2 呼吸器病 呼吸器病の多くが所謂職業的疾患なることは熟知の事實で、職業的障礙が身體虛弱者、或は呼吸器病者に多いと云ふ事は注目すべき事實である。故に塵

埃及び有害瓦斯の發生する工場の勤務、或は器械的に肺の擴張を來すやうな職業例へば音楽家、ガラス製造人等は不可である。殊に肺氣腫、喘息等の患者には不適當である。又身體の位置のために肺の擴張を妨ぐる職業、例へば靴工、時計師、裁縫師彫刻師等の如きも有害である。

要するに平常呼吸器病に罹り易い者は、なるべく戸外の新鮮な空氣中に於て働く仕事、しかも餘り努力を要しない園藝業、農業の如きものが適切であらう。

3 脱腸 完全な脱腸帶によつて十分に抑へられてゐない限りは、激しき筋肉の使用殊に腹筋の努責を要するやうな仕事は不適當である。農夫、大工、鍛冶、ガラス製造人の如きがそれである。

4 眼疾

1、近視眼 近業例へば裁縫、筆工、印刻等は避けねばならぬ。之れに反して絶えず近業に従事せぬ職業、例へば園藝、商業等は結構である。遠視眼者にも亦是等の職業は適當である。

□、色盲 船舶、電車、汽車等の信號に注意を要する職業、畫家、染織業、造花

業藥品化學品等を取扱ふ職業は避けねばならぬ。

ハ、弱視 眼瞼縁炎、角膜或は結膜炎等を反覆病む者は塵埃、煤煙等の多き場所又は強き光線、熱線の放射する場所は不適當である。

ニ、片眼者 健眼を損する危険のある仕事、例へば石工、鍛冶等も不適當であり又距離を測定する様な仕事は避く可きである。則ち軍人、航海業者、大工、測量師等の如きそれである。

5 耳病

イ、重聽 すべて周囲の喧噪を極むる場所の執務、又は肝要な應答對話を要する様な仕事は不適當である。諸工場の職人の如き、商人、銀行員、理髮師の如き皆不可である。重聽者には技藝師、手仕事等が適當である。

ロ、其他の耳疾 外壓の變化により影響をうくるので、飛行家、水泳教師等を避くべきである。

6 皮膚病 幼時から反覆癩爛又は痲を生ずるやうな疾患に罹る者は、こう云ふ病氣を加重せしめ、若しくは再發せしむるやうな職業を擇ばぬがよい。例へば土工、化

學工場の職工、鍍金師、ガラス職工、陶工の如き此れである。又脂手の人々は他人に直接接觸するやうな職業、例へば理髮師の如きもの、或は容易に變色し易き物品を取扱ふ者、或は飲食物を取扱ふ者、則ち裁縫師、器械師、時計業等不適當である。

7 神経系統の異常疾病

イ、神経質 なる可く簡単な神経を勞する事の無いやうな職業を擇むことが大切である。此點から見て精神を過勞せしむる職業、例へば教師、音楽家、電話の交換手等の如きものは不適當であるが、之れに反して屋外に於ける軽度の仕事、例へば園藝農業の如きもの、又簡易な手工の如きものが適當である。

ロ、低能 高尚な仕事は無論困難であるが、教育の如何によつては、多少の能率を發揮することが出来るのである。獨逸のある統計によると補助學校卒業生の約七〇％は就業に堪へ、二〇％は幾分仕事に従事し得べきもの、一〇％は全然就職不可能であつたさうである。概して路上の勞働、日雇、農業園藝等の助手等が適當であり、女子では下婢、洗濯婦、使丁等が良からうと思ふ。中には在學中に學び得た手工、或は裁縫編物等も相當に出来るものもある。

以上職業選擇に關する大體の方針について述べたのであるが、兒童が小學校を卒業して直ちに職業に就く兒童、或は更に進んで一定の學校へ入る兒童には、必ず學校醫の意見を徴し、適當なる針路を定めると云ふことにしたのである。殊に身體薄弱なる兒童にあつては、一時特別の職業に就くを見合せ、或は輕易なる職業に従事し、健康恢復の後然るべき職につく方が有利である。

第六章 家庭通信及兒童衛生相談

兒童に疾狀異常がある場合、之れを家庭に通告して、之れが治療を勧誘することは大變必要な事柄である。すべて學校衛生は學校と家庭との連絡が必要であつて、その共同働作が缺けた場合には、兒童の衛生状態は何時迄たつても、改善することは六ヶ敷のである。

普通各學校では、春季に一回身體検査を行ひ、其の成績を通信簿に記入し、之れを家庭に報告することゝなつて居るが、實際上簡單な記入だけでは、餘りに養護上の參考にならぬと思ふ。勿論注意深い家庭では、之れを讀んで相當考慮を拂ふに違ひない

が、今日の狀態では、こう云ふ家庭は尙一般に少いやうである。最も近年、身體検査に發見せらるゝ疾病異常等の説明を印刷に附し、之を身體検査の成績通知と共に保護者に配布するところがあるが、これも其の一法として、大變良い思ひ付きであると思ふ。

米國の或學校では數種の「カード」を調製し、之れを其の家庭に送付するさうである。今其の一二を翻譯すれば、次の通りである。

其の一

本校生徒	殿を検査しましたところが、
病に罹つて居る事を發見致しましたから早く醫師にみて貰ふよう御通知申し上げます	
月	日
保護者	殿
	小學校

本校生徒殿を検査しましたところが、鼻孔の塞がつて居ることを発見しましたから、耳鼻科の専門醫に治療を乞はる、やう御通告致します

月 日

小 學 校

保護者

殿

同裏面

鼻孔の塞がる病氣はいろくあります、小兒で一番多いのは、腺様増殖症と云ふ病氣です。これは咽喉と鼻との通路に腫物が出来るので。屢々鼻の病氣を起したり、又耳が聴へなくなつたりします。尙呼吸に差支へが出来

たり、智能の發育にさはる原因となりますから、決してうちやつてはなりません。

其の三

今回 殿を検査致しまして脊柱彎屈のあることを發見致しました。脊柱彎屈のある小兒はよく不良胸廓を兼ねるもので、その爲め肺の病氣など引起し易くなります。成るべく身體を眞つ直ぐにするやう御注意下さい。

月 日

學 校 醫

殿

亞米利加で實施した是等の成績を聞いて見ると、最も好成绩を擧げたのは、事件の約三〇%、平均二〇%最不良八%内外であつたさうだ。

以上は單に學校より家庭に勸告するだけであるが、尙一層有利なのは、保護者と直

接面會して、親しく取扱上の注意を與ふることである。歐米の實況ではその爲め家庭を訪問することもあり、又保護者を學校に呼び寄せることもある。前者の場合は普通學校衛生婦が其衝に當たるのである。

左は學校から發する通告書の一例である。

今回學校醫が

殿の身體検査を致しましたら、

病に罹つて居らる、事を發見致しました。就ては

其の處置に關し御相談したいのですから 日 時

に是非共御來校を願ひます。

月 日

學校

殿

東京市神田區内の各小學校に於ても、大正十一年九月から、校内に「兒童衛生相談所」を設け、同區の學校醫輕部野村兩氏は、出校日に於て病弱兒童の保護者と面會し、平

素學校及び家庭に於て父兄の執るべき養護の方針、攝生方法及び治療の要點等に就きて説明を與へ、家庭の貧困にて治療の資力なきものは無料にて處方箋を交付し、或は施療病院に送る等、學校家庭協力して、以て其の効果を擧ぐること努力して居る。左は學校にて使用した通告書の寫しである。

拜啓。御承知の通り學校では毎年兒童の身體検査を施行して、一面には學校では努力の効果を觀察し、一面では體格の不良、疾病の有無を調査して體育上の改善發達を期して居るのでありますが、其成績の示す所に依りますと、餘り樂觀の出來ない状態であります。

兎角身體の事は子供も氣附かず、御兩親も知らずに經過して、知らず識らず兒童の學業成績が悪くなり發育の障害となる事が往々ありまして、之れを放任して置いたために、遂に取り返しのつかぬ結果となつた實例も少なくないのであります。かゝる缺點を來發に防がん爲には平素お子供につか

- 一、如何にせば兒童が立派な體格となるべきか
 - 二、他の兒童と併行して學業の進まざるは何に原因するか
 - 三、身體虛弱兒を效濟するには如何にすべきか
 - 四、現在の病根を除去するには如何なる注意により、如何なる治療を施すべきか
 - 五、家庭に於ける日常の注意心得は如何なることであるか
- 等の事を能く明瞭に調査して、學校と家庭との連絡を一層密にすることが最有効で、且つ簡単な方法と信するのであります。然るに幸ひ當區には御承知の通り、東京市枝師で、學校醫を兼ねて居る醫師が二名ありまして、毎日區内の各學校を廻つて居ります。而して右兩醫師の希望としましても皆様の御子供につき、身體上疑問あるもの若くは支障あるものに對しては是非とも御兩親にお目にかゝりて、親しく御相談の機會を得たいと期待して居ります。就ては今後醫師の出校日時は其郡度御子供を通じて御家庭にわかるやう取計らふ事と致しますから、豫め御承知の上、御子供の身體に

兒童保護者各位

神田區市立小學校

大正十一年九月

關し、何なりとも御質問があります場合は、御遠慮なく御懇談に御來校を願ひ度存じます。

左は著者が關係せる小學校に於て新入學兒童の保護者へ配布したものである。

お子様が學校へ入學されるとよく次のやうな事が起つて參ります。もしさういふ方がありましたらなるべく學校まで御知らせ下さい。

年 月 日 學 校

保護者殿

記

- 食慾不振 睡眠不良 夜驚症 夜尿症 神經過敏 腹痛 下痢
- 顔色蒼白 羸瘦 其他の異常

第七章 學校看護婦

學校衛生の實際的効果を擧げるのに、學校醫の必要な事は云ふ迄もない事であるが、尙其効果を確實ならしむるには、學校看護婦を置くべきである。

學校看護婦は則ち學校醫の補助機關とも云ふ可きもので一八九三年英國にて、アミル・フューズ嬢が個人的に貧家の學童を看護したのに端を發し、一九〇四年初めて公の事業となり、漸次國內に普及した。

又獨逸では一九〇八年シャルロツテンブルグ市に、米國では一九〇二年ニューヨーク市に設置せられ、爾來各國共多數の學校看護婦を置く様になつたのである。

學校衛生婦の仕事の主なるものは、學校醫について直接事務を補助する他、學校内の衛生上の視察、例へば校舎、校具、採光換氣、暖室等の狀況如何、又兒童の健康狀態（顔貌、血色等）、清潔狀態（手足、爪頭髮等）、姿勢等の如何を検査する他、應急手當、輕微の治療等を行ひ、且つ學校、學校醫、家庭等の連絡機關として兒童の家庭を訪問し、或は加療を薦め、或は治療の相談相手となり、或は父兄に代りて兒童を

病院又は醫師の許へ同伴するのである。今シャルロツテンブルグ市に於ける學校看護婦の勤務狀態を調査するに左の如くである。

1 治療の世話

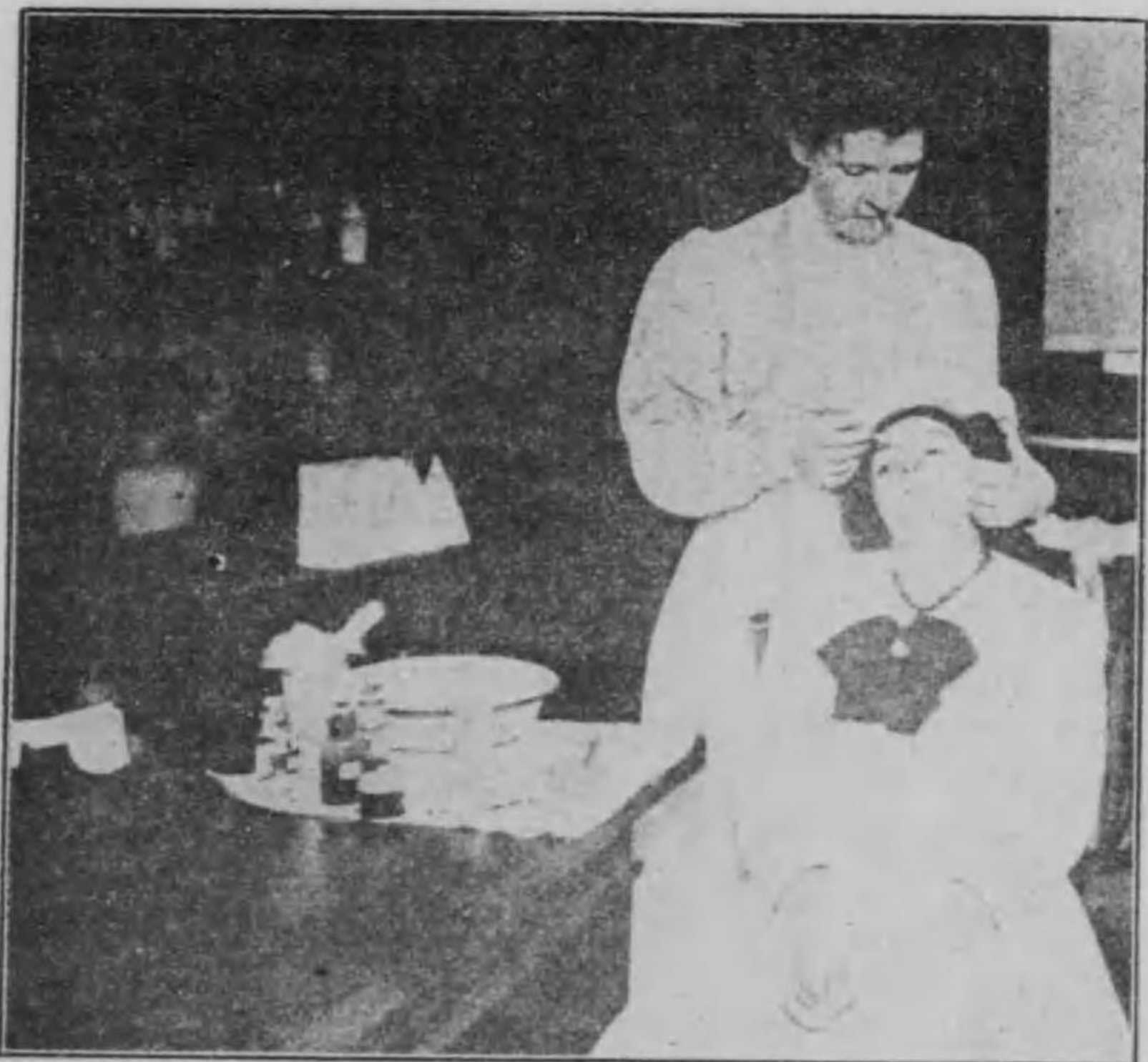
一、學校醫治療の介助。

二、學校醫の治療勸告に應ぜざる保護者に對しては、學校長及學校醫の要求に依り其家庭を訪問し、其の勸告に従ひ得ざる理由を調査し復命する。

三、家庭の都合により保護者に於て治療をなすこと得ず、且つ治療費を負擔し得ざる場合は、承諾を得たる上、其區の市醫に伴ひて無料治療を受けしめ（此際校長の認めた通知書を市醫に交付する）治療が終らば其兒を自宅に送り届け、保護者に醫師の處置を報告する。

四、兒童の眼鏡、脱腸帶等入用なるときは、其調達方に就きて世話をなし、若し保護者に希望あらば、代金を取りて調達する。若し貧困な家庭ならば、市醫の許に赴き、市醫の取扱により救困費より支辨して物品を調達する。

2 家庭衛生の改善。



第五十三圖 學校看護婦 日本に在る加利米亞の學校看護婦に對して児童の當手をして居る實況を以て

四五四

五、児童の家庭を訪問し、身體養護、榮養、睡眠、被服等に不都合と思ふ點を發見したる時は、保護者に對し衛生上の注意を與へる。又頭虱其他寄生虫を發見した場合は、其治療の世話をする。但し傳染病児童の家庭は訪問しない。若し偶然之れに遭遇せば、十分之れを消毒

する義務がある。
8 検査の世話。

六、學校醫が身體検査を行ふ場合には其世話をする。

七、學校給食を決定する場合には、児童の家庭狀況を探訪する。

シヤ市では一九〇九年及一九一〇年の二年間、二名の學校看護婦にて、二十六校を擔當せしめ、一〇四六件を處置したさうである。而して其の八五%は完全に奏効し、九%は徒勞に歸し、六%は疑問に終つてさうであるが、要するに其効果の大なることは明白である。

我東京市に於ても大正十年初めて二名の學校衛生婦を置き、大正十一年更に二名を増員し、左記の規定により市直營小學校(特殊小學校)の衛生事務に従事し、毎日二校(一名三校を受持ち、午前一校午後一校の割)に勤務して居る。

東京市學校衛生婦執務心得

第一條 學校衛生婦ハ上司の指揮ヲ承ケ左ノ事項ニ就キ學校醫ヲ補助スヘシ

一、児童健康状態ノ調査

二、児童傷病ノ手當及應急措置

三、児童ノ身體並被服ノ清潔

四、校舍内外衛生施設ノ検査

第七章 學校看護婦

四五五

五、其他特ニ命セラレタル事項

四五六

前項ノ外特ニ必要ト認ムルトキハ兒童ノ家庭ヲ訪問シテ其ノ衛生狀況ヲ調査シ又其ノ兒童若クハ保護者ニ對シテ治療ヲ勸告シ若クハ衛生上ノ注意ヲ與フヘシ

前二項ノ場合ニ於テ學校衛生上特ニ注意ヲ要スト認メタル事項ハ其旨直ニ當該學校長又ハ學校醫ニ申告スヘシ

第二條 學校衛生婦ハ其ノ視察又ハ取扱ヒタル事項ノ要領ヲ其都度執務日誌ニ記入シテ當該學校ニ提出スヘシ

第三條 學校衛生婦ハ其ノ視察又ハ取扱ヒタル事項ノ要旨ヲ遲滞ナク書面又ハ口頭ニテ上司ニ復命スヘシ

今大正十年度に於テ衛生婦二名が一ケ年間に取扱ふた傷病兒童の數(延人員)を見るに左の通りである。

病名	トラホーム	結膜炎	濕疹	白癬	頭虱	耳漏	其他	計
合計	五、二六八	二、二九八	一、六三七	五九七	一七	六三一	八三四	一一、四三四

學校看護婦の必要は、今や一般の認むるところと成り、本邦に於ても漸次各地に設けらるゝ狀況となつたのである。今大正十一年十月現在の調査を見るに、

赤十字社 二 縣 一 市 二〇
 町 八 村 一三 學校後援會等 一五
 文部省 一 計 六〇

經費の出所別にすれば、

赤十字社 三 縣市町村組合 四二
 保護者負擔四 校費宿舍費 八
 學校後援會三 計 六〇

學校看護婦を資格別にすれば、

看護婦 六〇 産婆 二 藥劑師 一
 無資格 二一 産婆看護婦 四
 準看護婦 二 其他 二二
 計 一一二

第八章 兒童の身體清潔検査

兒童の身體の清潔状態を検査することは、彼等の保健上直接必要なるのみならず、衛生教育の實際上頗る有益な事である。今検査の重なる項目を示すと左の通りである。

齒 當日よく磨いて来たか来ないかを調べる。

爪 短かく切つて居るか伸ばして居るかを調べる。

頭髮 よく整理して居るか居ないかを調べる。殊に頭虱の有無等に注意する。

手拭 各自に持つて居るか居ないかを調べる。又其の清潔なるか汚損せるかに注意する。

被服 清潔なるや否やを調べ、殊に帶、袴の紐の締め方等にも注意する。

其他 身體の清潔に就て検査する。

清潔検査を行ふて其の處理はどうするかと云ふと、是等の清潔を怠つた者には、夫れく注意を加へて必ず實行するやうに命ずるのである。本邦でも近來『衛生デー』或

は『衛生週間』等と稱へ、學校行事の一として専ら兒童の清潔検査をやつて居るところがある。而して是等の成績を見るも日一日と好果を呈するやうであるから、こゝ云ふ検査は成る可く頻繁に行ふやうにし、兒童が日常習慣的に身體の清潔をはかる迄にならねばならぬ。

第九章 醫務室休養室の設備

イ 醫務室及び休養室

醫務室とは學校醫の平素出校して執務する場所、休養室とは傷病者の手當及び一時休養をする處である。尤も經費の都合上兩者を合併するも差支へないが、かゝる室を備ふる事は、孰れの學校に於ても必要なことである。

診察及び休養には環境の靜肅が必要であるから、成るべく靜かな室を選ばなければならぬ。採光通風等の良好なることもその必須の條件である。凡て是等が不十分なれば、完全な診察も處置も不可能である。

休養室には寢臺を備へて置かねばならぬ。或は室の一隅に疊二三枚を置くもよろしい。

尙室内には机、腰掛等の他必要な書類、救急函、諸治療材料、其他學校衛生に關するすべての材料、器械等を備へて置くのである。

□ 必要な學校衛生備品

學校衛生備品として、必要なものを擧げると左の通りである。尤も地方の狀況に依り、多少の取捨を要するのは勿論である。先づ學校醫に謀つて其上設備するが良い。

品目	數量	品目	數量
身長計	一箇	色盲検査表	一冊
體重計	一箇	検眼レンズ	一箱
卷尺	一箇	膿盆	二箇
萬國式試視力表	一枚		

小外科手術器械	一箱	手秤(二瓦)	一箇
止血ゴム管	一本	天秤(百瓦)	一箇
雑用鋏	一箇	乳鉢及乳捧	各一箇
氷嚢	二箇	匙(金屬製、水牛製)	各一箇
トラホーム小手術	一箱	液量器(二百瓦、十瓦)	各一箇
診察衣(學校醫用)	二枚	イルリガートル(千瓦入)	一箇
看護衣(補助者用)	一枚	洗眼受器(小形)	三箇
手洗鉢	二箇	洗滌用スポイト	一箇
耳用鑷子(有鈎、無鈎)	各一箇	洗眼瓶(五百瓦入)	二箇
検温器(一分用、五分用)	各一箇	點眼瓶箱	一箇
膏藥壺(一ポンド入)	五箇	舌押	三箇
煮沸消毒器(アルコールランプ附)	一箇	酒精燈	一箇
コップ	二箇	キルク拔	一箇
膏藥練板並ニ籠	各一箇	耳鏡	一箇

ガーゼ貯槽	一箇	反射鏡	一箇
懷爐並灰	一箇	皮下注射器	一箇

薬品の部

品目	量	品目	量
○硝酸銀 <small>(トラホームの時用ゐる)</small>	一オンス	重炭酸ナトリウム <small>(よく健胃劑として用ゐる)</small>	一ポンド
クロールナトリウム <small>(溶きて洗滌合嗽等に用ゐる)</small>	一ポンド	○サントニン <small>(驅虫劑、素人は用ゐてはならぬ)</small>	一オンス
○硫酸亞鉛 <small>(結膜炎の時點眼薬として用ゐる)</small>	一オンス	硫黄華 <small>(疥癬の時膏薬にして用ゐる)</small>	三オンス
○鹽酸ココイン <small>(止前に用ゐる、素人は用ゐてはならぬ)</small>	一オンス	硼酸末 <small>(普通3%位に解かし含嗽洗滌等に用ゐる)</small>	一ポンド
酒精 <small>(簡單な消毒、或は他の藥品を溶かすに用ゐる)</small>	五ポンド	單軟膏 <small>(多くは此れに種々の藥劑を加へて用ゐる)</small>	一ポンド
○昇汞錠 <small>(普通千倍に溶かして消毒に用ゐる)</small>	千個入一本	水銀軟膏 <small>(虱の退治に用ゐる)</small>	一ポンド
クレゾール石鹼液 <small>(消毒薬、又創の消毒にも用ゐる)</small>	一ポンド	○沃度丁幾 <small>(前みのある所へ塗る又傷の消毒にも用ゐる)</small>	一ポンド
○石炭酸 <small>(消毒薬として用ゐる)</small>	二ポンド	○クレオソート <small>(齒痛に用ゐる綿につけて噛ませる)</small>	一オンス
○甘汞 <small>(下劑、素人は用ゐてはならぬ)</small>	一オンス	アンモニア水 <small>(虫の整骨等に用ゐる)</small>	一ポンド

アスピリン <small>(解熱薬である。みだりに用ひてはならぬ)</small>	二オンス	菱硫膏 <small>(白癬等に用ゐる)</small>	一ポンド
ブランドー <small>(或はメントールブランド、腦貧血其他に用ゐる)</small>	一本	ヒマシ油 <small>(下劑に用ゐる)</small>	一ポンド
カムフル注射液 <small>(醫師が注射して急を救ふに用ゐる薬)</small>	一箱	グリセリン <small>(凍傷、瀉腸等に用ゐる)</small>	一ポンド
オリーフ油 <small>(塗布薬として用ゐる)</small>	一ポンド	乳糖 <small>(他の薬に加へて用ゐる)</small>	半ポンド
次没食子酸膏 <small>(瘰癧面に散布する又膏薬にして用ゐる)</small>	半ポンド	カンフル丁幾 <small>(打撲傷等に用ゐる)</small>	一ポンド
鉛次硝酸倉鉛 <small>(下痢止め薬)</small>	半ポンド	硼酸軟膏 <small>(皮膚病、創等に塗布する)</small>	一ポンド
ワゼリン <small>(凍傷等に用ゐる又膏薬に用ゐる)</small>	一ポンド	サルチル酸 <small>(酒精にとかして頭癬等に用ゐる)</small>	半ポンド
イヒチオール <small>(濕疹等に用ひ又塗布薬に使用せらる)</small>	半ポンド	ビツク軟膏 <small>(癬、ちよう、癩、ちよう等に貼付する)</small>	一本
亞鉛華 <small>(酸化亞鉛、そのまゝ、瘰癧面に散布する又膏薬にして用ゐる)</small>	一ポント	ゴム絆創膏 <small>(多くはガーゼ等を止めるに用ゐる、一時的小さな創面に貼る事もある)</small>	一箇
過酸化水素水 <small>(オキシフル、含嗽劑の消毒等に用ゐる)</small>	百瓦		

○印は劇毒薬であるから平素錠を有する棚中に藏むべきのである。此の他醫師の不便な學校では學校醫に相談し、處方の確かな賣薬を備へて置くのも重寶であらう。

消耗品の部

四六四

品目	数量	品目	数量
昇汞ガーゼ	一反	処方箋(劇薬用)	五十枚
沃度ホルムガーゼ	一反	三角巾	五十枚
脱脂綿	五ポンド	薬包紙	五千枚
単ガーゼ	五反	繃帯(五列)	若干
リント布	三尺	晒木綿	一反
亞麻仁油紙	三十枚	タオル	若干

第六篇 救急法

學校で傷病兒童を治療する事は、學校衛生本來の仕事で無いけれど、當然行ふべき二つの除外例がある。一は現今學校で行はれて居る傳染性慢性疾患、例へば「トラホーム」白癬の治療の如きがそれである。是等も出來得るならば、家庭をして十分治療せしめた方が安全であるが、家庭がこれを放任する場合は、學校として其儘に置く譯には行かないのである。次に少數の場合であるが、學校に於て是非相當の手當をしなければならぬ事がある。それは突然起つた病氣、或は不慮の災害に對する應急の處置である。普通其の必要を感じるは、主として避遠な村部の學校であるが、急病災害は何時何處に起るかも知れないから、一般學校に於ても、常に間に合ふ丈の智識と熟練とが必要である。其の處置の適不適がやがて兒童の死活の分岐點とさへ成る事がある。

第一章 假死の手當

第一章 假死の手當

四六五

假死とは人事不省に陥り、呼吸絶え、僅かに心臓の働らける状態を云ふ。此の際術者は狼狽する事なく、敏捷に且つ着實に相當の手當を行ふべきものである。



第五十四圖 人工呼吸(一のそ)

假死は感電、日射病、毒氣の吸入、溺水、埋没、凍死等に見る所で、其の第一處置は即ち人工呼吸である。
先づ假死を起したる原因を去り、上着を寛め、上體を裸出し、空氣の流通よき一室に仰臥せしめ、直ちに次の方法により人工呼吸を行ふのである。

人工呼吸法。病者の手足を圖の如く伸ばし、圓き枕或は衣類を卷きて背の下方に押し込み、病者の心窩部ミツオチの高くなるやう位置をとらしめ、口を開きて舌を引出し、之れを助手に托するか、或は紐(なるべく布片)を以て之れを縛り、舌の中に入

らざる様頸の下方へ結び付けおくのである。かくて術者は病者の上に馬乗りになり。

兩臂を體につけ左右の平手を胸の下方の側面にあて、十分力を籠めて肋骨を斜上方に押し、上半身を前方に傾倒して時を待つこと二秒。急に上體を起して抑壓した力を除



第五十五圖 人工呼吸(二のそ)

くのである。かくして二秒の後再び前記の如く胸部を壓迫し一分間に約十五回、呼吸を始むる迄此の方法を繰り返すのである。其間しばしば手を止めて呼吸の起つて來るか、來ないかに注意し、續々呼吸が起つて來れば、初めて人工呼吸を中止するのである。

呼吸が恢復すれば「アンモニア」水を嗅がせ、よく嘔下が出来る様になれば、「メントール」酒、「ブランデー」、濃き茶又は珈琲等を與へるがよい。すべて人事不省である間は決して飲物をやつてはいけない。

人工呼吸は、一時間の後尙奏功する事があるから、その積りで十分根氣よくやらね

ばならぬ。

四六八

第二章 溺水の手當

先づ口内、咽喉等の土砂、泥等を指に「カーゼ」を巻き付けて拭きとり、上體を裸にして、腹這に寝かせ、衣類を卷きて腹の下に押込み、三秒間に約二三回、脊中の下方を壓迫して嚔下したる水を吐き出させる。次で溺水者を仰臥せしめ、機を逸せず人工呼吸を行ふのである。

人工呼吸効を奏せば、之れを褥の上に移し、湯婆、温石等にて身體を温め、温めたる手巾、或は「フランネル」の布片を以て體を心臟の方向に摩り、能く嚔下する事が出来るやうになれば、赤酒、「ブランデー」等を與へるのである。

溺水者があれば、先づ肛門の括約筋を見るがよろしい。之れが弛緩して居れば最早恢復の見込みが無いものと思はねばならぬ。

輕症で水を飲んだ丈けの者は、指を咽に入れ、又は鳥の羽等にて咽を擦らせ、嚔下した汚水を吐出させるのが肝要である。

第三章 感電の手當

落雷の爲め假死に陥つたものは、直ちに空氣の好き處に移し、上半身の衣服をとり人工呼吸を施すのである。火傷があれば、摩りむげぬよう、衣服を身體から切り離さなければならぬ。

精神の昏亂する者、痙攣を發する者、或は顔赤く膨れたる者等は、先づ頭部を冷水にて冷し、火傷ある者にそれに對する處置を行ふ可きである。

高壓電流の通する電線、絶縁不完全なる電氣裝置に觸れたる者を救ふには、救護者自ら危険に對する相當の豫防をしなければならぬ。則ち已れと地とを絶縁せん爲め、乾きたる木材、竹、或は毛織布等を積み重ねてその上に乗し、同じく此等の材料を以て不慮者を電線或は電氣裝置より離さなければならぬ。そして直ちに前記の處置を行ふのである。

第四章 日射病の手當

多くは夏時空氣濕ひ、風なき時に劇動するが、又久しく密集して行進する時に發するもので、屢軍隊などに見るところである。

四七〇

初めは汗流れ、頭痛み、胸若しく、倦怠を覺へるが、次第に歩行亂れ、遂に卒倒して人事不省に陥るか、又時として痙攣を起し、又狂亂する事もある。

處置。患者を直ちに涼しい場所に移し、衣服を解き、頭部並びに心臓部を冷水（氷なら一層よろしい）にて冷し、患者に意識あらば冷水、赤酒、「ブランデー」等と與へ、失神をふせぐ爲めには「アンモニア」を嗅がし、或は膀胱に芥子泥を貼るのである。假死の時は前記の如く人工呼吸をやらねばならぬ。

第五章 窒息及毒氣吸入の手當

孰れも空氣の流通よき處に連れ出し、若し假死の状態にあれば、直ちに人工呼吸を行ふのである。此際救護者自らも危険に對して相當豫防をしなければならぬ。

第六章 中毒の手當

毒を別つて腐蝕毒と痲醉毒とする。

一、腐蝕藥には次の三種類が屬する。

酸 例、硫酸、硝酸、鹽酸、石炭酸等

アルカリ 例、苛性加里液、苛性曹達液等

金屬類 例、昇汞（水銀）、硝酸銀、磷、亞比酸等

此等を内服すれば唇、口中、咽喉、食道、胃等の粘膜は大抵火傷の如く糜爛し、痛み塞り、又嘔吐腹痛等を催すのである。

處置。一般毒は速に吐出せしめねばならぬ。それには澤山の湯茶又は牛乳等を與へ指を咽喉に差し込むか或は鳥の毛で擦ぐつて嘔吐を催す様にするのである。尙毒の種類に應じて左記の處置をしなければならぬ。

一、酸 曹達水石灰水の如き弱「アルカリ」、又止むを得ざれば石鹼若しくは石灰又は「マグネシア」を水に加へて攪拌したるものを與へる。

二、「アルカリ」 弱き酸液例へば酢、「リモナーデ」、或は酸味の果汁を與へる。

三、金屬類。

イ、昇汞。牛乳又は卵白水（卵白を水に加へて攪拌したるもの）を多量に飲ませ再び其れを吐かさせるのである。

ロ、砒素（蠅取り紙、鼠取り薬等）。先づ冷水若しくは假性「マグネシア」を與

へ、再び之れを吐かせ、次いで醫師の解毒劑を與へる。

ハ、燐。假性「マグネシア」の多量を與へ、前と同じく之れを吐出せしめる。

油類及び脂肪を含むもの、例へば牛乳さへも飲ましてはならぬ。

ニ、硝酸銀。卵白水、牛乳、食鹽水を飲ませ、次いで之れを吐出せしめる。

以上の解毒薬なき場合は、何れも多量の水を與へ嘔吐を促す事が大切である。

二、麻酔毒。阿片、「モルヒネ」、「ストロキニーネ」、毒草毒茸、河豚毒等之れに屬する。

是等を飲みたる者は人事不省に陥り、瞳孔は散大するか又は縮小し、身體は痲痺を起すか、若しくは痙攣を發するのである。

處置。吐くものは十分吐かし、吐かざる者は吐く様にしなければならぬ。それには多量の微温湯を飲ませて、咽頭を刺戟する事前記の通り、又頭部に冷罨法を行ひ、意

識あれば濃き茶、珈琲等を飲ませる。若し呼吸が停止すれば直に人工呼吸を施すべきである。

第七章 腦貧血の手當

群集の中にて不潔の空氣を呼吸するとか、或は激しき精神的感動、例へば悲哀、恐懼等を發する場合、或は出血した時等によく腦貧血を起すことがある。輕き時は眩暈して精神朦朧となり、物を明に見、人語を確に聞き取る事が出来ない。呼吸は淺く脈搏は頻數になる。尙進めば顔色益蒼白となり、冷汗流れ、意識すたれ、僅かに淺き呼吸をするか或は全く假死状態に陥る事がある。

處置。先づ患者を空氣の流通よき一室に、頭部を低くして仰臥せしめ、衣服、帶、「シャツ」等を脱がせ、意識ある者には「ブランデー」、「赤酒」、「メントール」酒等を與へ、意識なきものには、顔、胸等に冷水を吹き掛け、或は「アンモニア」を嗅がせ、又は紙捻を以て鼻腔を刺戟するのである。

若し意識が正常にかへつても、直ちに患者を動かすのは早計で暫らく靜かに安臥

せる事が大切である。

四七四

第八章 腦充血の手當

前者と反對に顔面が赤くなり、眼等にも充血して居る。

處置。患者の頭部を高くし、冷水、氷等を以て、十分頭部を冷却しなければならぬ衣類を緩める事も大切である。

茲に最も注意を要するのは腦貧血との區別である。原因が反對である如く、其の處置も亦反對であるからである。

第九章 腦震盪の手當

高き處より墜落したる場合、或は頭部に打撃を受けたる場合、一時精神機能廢れて人事不省となる事がある。

處置。衣類の緊迫をゆるめ、頭及上身を僅かに高く横臥せしめ頭部に對し冷卷法を行ふのである。

第十章 癲癇の手當

癲癇患者は屢精神及感覺機能を失ひ、同時に全身の痙攣を起す事がある。此れを癲癇の發作ほつきと云ふ。此の發作の多い者或は發作の強き者は、初めより學校へ入れない方がよいが、發作の少なく輕き者、精神に異常なき者は入學を許可し、特別注意の下に之れを監督し、決して危險の場所に近づけてはならぬ。

發作が起れば兒童は卒かに倒れて痙攣を起し、精神作用及感覺機能無なく、顔色變じ、屢口より泡を吐き、暫時の後、痙攣止み、意識恢復し、患者は疲勞倦怠を訴ふる計りである。

處置。發作の場合は速に附近の危險物を遠ざけ、頭及上身を高くして安靜に臥さしめ、緊迫せる衣服を解き、靜に恢復を待つべきである。尙屢舌を噛む故、木片其他の物を口中に差入れ、以て其危險を防ぐがよい。

第十章 創傷の手當

創には切創、刺創、挫創、裂創、咬創等種々の類別があるが、孰れも其處置として必要なのは、止血法と消毒法の二つである。止血は後章に述べるとして茲には消毒法に關する二三の注意を述べて置く。

處置。凡て創口には手、若しくは不潔の物を觸れてはならぬ。若し土砂等の附着せる場合には滅菌水（一旦沸煮した水）か若しくは消毒液にて洗ふとよろしい。主なる消毒液は左の如きものである。

イ、過酸化水素水。「オキシフル」と云ひ藥店に販賣して居るものが則之れで、

それを稀釋せず其儘使用するのである。素人用に最適當なるものである。

ロ、石炭酸。創の療法には通常五拾倍の水溶液を用ゐるのであるが、此れは殺菌の他に身體をも腐蝕する作用があるから、近時はあまり創の治療には用ゐなくなつた。若し之れを使用する場合には、先づ滅菌水にて不潔物を洗ひ落し、次で本液で洗つた後、更に滅菌水にて洗ふがよろしい。

ハ、硼酸。硼酸は其毒弱く、且つ防腐作用も微弱であるが、素人の治療には適當なものである。通常洗滌用には、其の二乃至三分を、水百分に溶かしたものを

を用ひる。硼酸は水に溶けにくいから硼酸末を熱湯に溶かして作るのである。

普通簡單な傷には沃度丁幾を塗るのが簡便である。沃度丁幾は稍刺戟して、患者は痛みを訴ふるも、簡便で且つ殺菌の效力が顯著であるから、切創と擦創等を問はず、直ちに本液を塗布すればよろしい。（沃度丁幾は「アルコール」にて三倍位に稀釋して用ゐてよろしい）

凡て細菌が創内に入り込むには、創面のみならず創の周圍に附いたものが、後より創面に入り込むのであるから、傷の周圍の皮膚も十分清潔に消毒しなければならぬ。殊に周圍に毛のある場合は、先づ之れを剃り去る必要がある。

此の他細菌の侵入する道は、塵埃及患者の不潔なる被服、手等である。之れを豫防するには繃帶を用ゐる。繃帶は此他、創縁を接着せしめ、出血を止め、且つ創面の分泌液を吸収せしむる効果がある。

それには先づ完全に滅菌せる「ガーゼ」を十分にあて、之れを亞麻仁油紙にて覆ひ其上に綿花を置き、巻軸帶或は三角巾にて繃帶を施すのである。

すべて創傷の取扱は、滅菌と云ふ事が主眼であるから、手、器械、材料等は十分消

毒して、取り掛らねばならぬ。

四七八

以上は一般の手當であるが、尙茲に心得べきは毒創の手當である。毒創とは狂犬及毒蛇の咬傷等であつて、毒は創より淋巴管に入り、遂に心臓に達する故危険である。由て直ちに傷肢を創の上方にて強く緊約し、なるべく創口の血を絞り出したる後、力を以て患部を焼くか、或は藥劑（二十倍石炭酸水、五百倍昇汞水、酒精、「アンモニア」水等）にて腐蝕する事が必要である。

毒虫による整傷は「アンモニア」水を塗布すればよい。狂犬に噛まれたのは、早く醫師の手當をうけねばならぬ。

打撲等の爲め腫れた部分へは、カムフル丁幾を塗布するが良い。

第十二章 出血の手當

出血に内出血と外出血との二つがある。前者は内臓からの出血で、後者は身體外面の創からの出血である。

1 創の出血。傷つけられた血管の種類によつて三つに區別せられる。

イ、動脈出血。動脈の傷けられたもので、血液は線状をなして噴き出で、恰も脈のうつつ如き弛張がある。血液の色は鮮紅である。

ロ、靜脈出血。靜脈の出血で血液は傷口より除に流れ出で、其色暗赤色である。

ハ、毛細管出血。赤き汁を吸はせたる海綿を搾るが如く、平等に創面より染み出づるものである。

かく三種類に區別するが普通是等は俱に發生するが爲め、正確に識別する事は困難である。但し稍大なる出血に於ては、動脈と靜脈とを辨へ知る事は容易である。

處置。毛細管出血及び稍大なる靜脈の出血は、創傷部を稍高く擧げ、創面に消毒「ガーゼ」を當て、繃帯を稍強く纏ひて壓迫するのである。若し血液が繃帯より染み出づる時は、清潔なる布を以て、創傷部を上より壓迫するがよい。

小なる動脈出血も大抵此の方法で止血の目的を達する事が出来るが、若し一般動脈出血にて止血する事の出来ない場合は、傷口より二三寸上部則ち心臓に近き處に於て、拇指又は數指を以て動脈を壓迫し、或は護膜紐（ズボン釣りを應用するのよい）の如き彈力性帶を以て強く之れを壓縛すべきである。



(一のそ) 法血止 圖六十五第

四八〇

すべて弾力性の紐を以て壓迫する場合は、三時間以上に亘つてはならぬ。又血壓は動脈出血にのみ用ゐらるゝもので、十分強く血の傷口より逆り出ぬ程度まで壓迫しなくてはならぬ。

尙創の部位と壓迫點とは大要左の如き關係である。

頭部。 出血せる側の頸動脈を脊

椎骨に向つて強く壓迫する。(第五十六圖イ)

上肢。 則ち上膊、前膊、肘、等

の出血は、上膊の内側に於て所謂力瘤の内側なる淺

き溝を走る上膊動脈に指壓を加ふるか(第五十七圖)、或は上膊を紐に

て緊縛する。指の出血は其根元を縛ればよい。

腋窩。

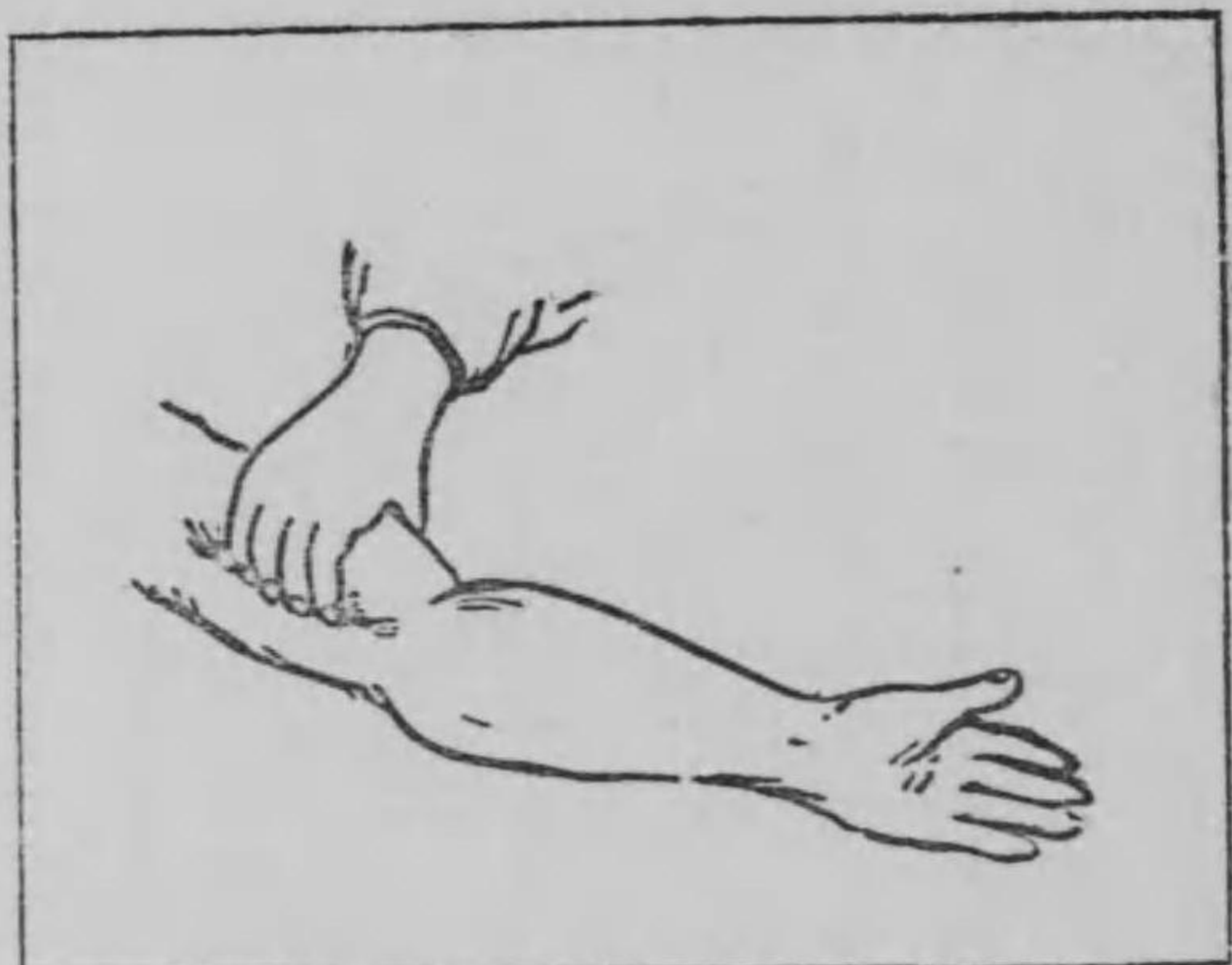
十六圖ロ)

前記の頸動脈を第一肋骨則鎖骨の後下に向つて押付けるのである。(五

下肢。 則上下腿、膝、足等の出血は

足先を高くし、鼠蹊に近く股動脈に指壓を加ふるか(第五十八圖)、或はそれより稍下方を紐にて強く締めるのである。趾アキヒの出血は其の根部を縛ればよい。

凡て出血患者は十分安靜にしなくてはならぬ。殊に出血の甚しい時は頭を低く下肢を高く横臥せしめ、血を腦及心臟へ送るやう努めねばならぬのである。

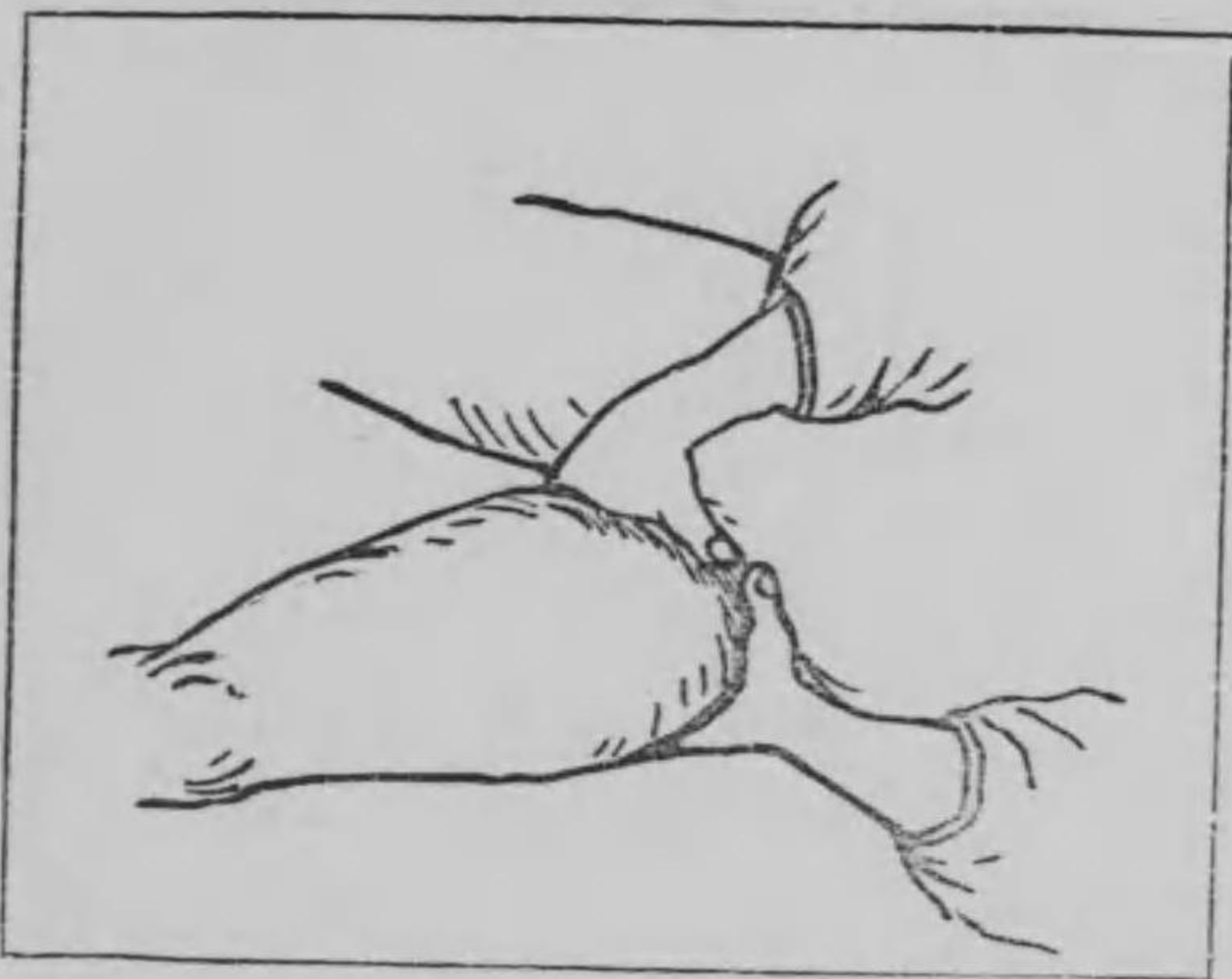


(二のそ) 法血止 圖七十五第

2 内出血。前述べし如く内臓より出血するもので、屢相遇するのは胃の出血と肺の出血とである。前者を吐血と云ひ、後者を咯血と云ふ。吐血の血は暗赤色で咯血の血は鮮紅色である。

處置。患者を靜に横臥せしめ、吐血ならば胃部、咯血ならば、胸部に氷嚢を置くのである。決して動搖せしめてはならぬ。

3 衄血ひなげ 學校にては屢相遇するものであるから、特に茲に止血法を述べて置く元來衄血は種々の元因種々の部分に起るものであるが、一番多いのは鼻中隔の軟骨部であるので、頸部の衣類を緩めた後、先づ外鼻翼から十分に指壓を加ふるのである。かくして暫時待つて居ると、大抵出血は止まるものであるが、もし止血しなければ栓をするのである。栓はガーゼを固く巻き、



（三のそ） 法血止 圖八十五第

之れに過酸化水素水をつけて行ふがよろしい。普通脱脂綿を用ゐる人があるがそれは不完全である。

兒童の衄血は普通大人のそれ程頑固でないので、大抵是等の方法を以て止血し得るものである。尙元因としては腺様増殖症の如きものがあるから、よく醫師の診察をうくる事が肝要である。尙氣温の高き時は、よく衄血を起すものである。

4 口腔内の出血。小學兒童に見るのは、多く打撲衝突等の爲め齒齦より出血するもの、或は舌、頬等を自ら咬んだ場合である。食鹽水、三倍乃至五倍に稀釋したる過酸化水素水、或は三十倍の硼酸水にて含嗽させるがよろしい。

第十三章 火傷の手當

火傷とは焔、熱せられたる固體。液體、蒸氣、電氣又は腐蝕藥等の爲めに起るものである。之れを輕重に従ひ次の如く三つに別ける。

第一度。其部分の皮膚が赤くなり、疼痛を訴へるもの

第二度。淡黄色の液を含める水泡を生じ疼痛を訴へるもの。

第三度。身體の一部壊死して感覺を失ひ、其の周囲の痛むもの。

火傷の安危は其度及び傷部の廣狭に關するもので、普通身體の約三分の一に達すれば、可なり生命に危険なものだとせられて居る。

處置。第一度の火傷に對しては、傷部を先づ冷水中に浸し、或は冷巻法を行ひ、種油、「オレーフ」油、等を塗り、綿にて軽く覆ひ、之れに繃帶すればよろしい。

第二度の火傷に對しては、前と同じく傷部を先づ冷水中に浸し、軀幹、顔面、頭部の如き水中に浸す事の出来ない部分は、冷水、鉛糖水、硼酸水等の巻法を行ふのである。尙巻法は屢之れを更新する必要がある。小さき水疱は切開せずして其の儘乾くのを待たなければならぬ。又大きい水疱は滅菌したる剪、又は焼きて滅菌したる針にて小さき孔を穿ち、疱内の液を漏出せしむるのである。此の際決して疱皮を除去してはならぬ。表皮の剥げた處には、硼酸軟膏を塗り其の上に繃帶を施すのである。第三度の火傷も其れと同様にすればよろしい。

大火傷の患者は往々渴を訴へるから、其際は清涼飲料又は氷片を少量づゝ度々與へ、又衰弱したる患者には葡萄酒、「ブランデー」、「コーヒー」、茶等を與へるとよろし

50

藥物に因る火傷即ち腐蝕は、屢學校理化學實驗等の際に起るものである。先づ水にて十分藥品の残りを洗ひ去り、若し酸類（硫酸、硝酸、鹽酸等）ならば重碳酸曹達の飽和溶液、又は石鹼汁にて洗ひ、或は白堊、「マグネシア」、木灰等を振り掛け、亞爾加里（苛性加里、苛性曹達等）なる時は、先づ薄めたる醋にて洗ひ、更らに水にて洗ひ、損傷の輕重に應じて相當の處置をしなければならぬ。

第十四章 凍傷及び凍瘡の手當

稀れには全身寒氣に侵されて假死の状態に陥り、或は死に達することもある。輕症なる場合に於ては普通身體の末梢部、例へば指、趾、鼻、耳等の侵される事が多いのであるが、程度に應じ、火傷と同じく之れを三度に別けるのである。

第一度。患部は赤く腫脹し、搔痒又は痛みを訴るもの（凍瘡の多くは普通之れに屬する）。

第二度。皮膚青赤色を呈し、水疱を生ずるもの。

第三度。皮膚暗青色に變し、感覺消失し、血行絶へ、水疱及痂等をつくるもの。處置。凍瘡は貧血性又は一般虛弱兒童に多く、而かも年々反覆するものであるから冬季に向へばなるべく豫防をする事が大切である。それには手足を清潔にする習慣をつけ、「カムフル」丁幾、「ベルツ」水等を常用とし、若し凍瘡を生ずれば、沃度丁幾、「イヒチオール」酒精等を塗布し、潰れたら十倍の「カムフル」軟膏をつけるがよい。

すべて凍傷を起せる場合、直に之れを爐火にて温め、或は温湯に浸すことは避けねばならぬ。先づ患部及其の周圍を雪塊にて軽く摩擦し、患者が自覺的に快き温さを感じる迄、之れを繼續するのが至當の處置である。此際皮膚を破るやうな事があつてはならぬ。水疱を生せる場合、及第三度の凍傷は、火傷の第二度及第三度の手當を利用すればよいのである。

又寒氣の爲め假死の状態に陥れる者は、先づ火氣なき冷たき室に伴ひ、全身を裸體とし、雪又は冷水を浸せる布片にて之れを包み、直ちに人工呼吸を施すのである。尙助手あれば同時に四肢を雪にて摩擦し、蘇生後も絶えず之れを繼續し、凍傷者が温

くなる迄、暖めざる床中に臥かしておく事が肝要である。

第十五章 骨折の手當

骨折には骨折部の全く離れたものと、全く離るゝ事なく屈つたものと、骨が片々に粉碎せられたものがある。又骨のみ折れて皮膚の破れざるもの即ち單純骨折と、皮膚及び軟部を突破し、骨折部が外界に露出する所謂複雑骨折とがある。後者は病芽の侵入により炎症、化膿等を引き起し易いから、前者に比して危険である。

骨折の徴候。骨折は主として四肢に多いが、其の徴候は次の通りである。

一、傷肢の運用不可能となる事。且つ之れを動かす時は患部に劇しき痛みを感じる事。

二、關節なき箇所に運動のある事。

三、傷肢の變形或は短縮のある事。

其他骨端の軋轢して音を聞く場合があるが、故意に之れを聞かぬが爲めに傷肢を動かす如き事は避けねばならぬ。又肥満せる人、出血の爲め患部の腫張せる場合、或は

二個の骨ありて一骨恙なき場合等は骨折の有無を判別する事の困難なものである。此の際には假りに骨折ありと見馴して處置するが通例である。

處置。怪我人を仰臥せしめ、頭部を僅かに高くして卒倒の豫防をなし、骨折せる部分はなるべく痛みぬ様、自然の位置に保たねばならぬ。

骨折を處置するには、先づ患部を覆へる衣服等を除去する必要がある。此際粗暴に取り扱ふ時は骨端益齟齬して血管神経を傷くるか、さなくとも疼痛を増増さす恐れがあるから、患部を絶對的に動かしてはならぬ。

複雑骨折にては、先づ創面を繃帯にて覆ひ、病菌の侵入を防ぐ事が肝要である。

凡て骨折の場合は怪我人を絶對靜止さす事が必要であるが、若し之れを運搬する必要あらば成るべく動搖せぬ様、擔架或は戸板に乘せ、且つ位置の崩れぬ様十分注意しなければならぬ。

尙個々の骨折に對し、次の如き特別注意が必要である。

一、上膊骨折。成るべく副木を添へて繃帯し、且つ動かぬ様三角巾（三角に疊んだ布）にて包み、首に懸ける様にする。若し患者の氣分が悪くなければ自宅若しくは

醫師の宅迄、小距離ならば歩行させるのも差支ない。

二、下肢骨折。副木、洋傘、又は杖等を手巾又は手拭等にて傷肢の動かぬ様に縛り附け、或は傷肢を伸ばして健側の下肢に縛り附ける。

三、肋骨骨折。呼吸咳嗽等をなす時は、恰も患部を突き刺す如き痛みを感じ、時として異常なる運動と、軋音とを認める場合がある。又尖りたる骨端が肺を破つて爲めに咯血を起す事もある。患者は靜かに仰臥せしめ、呼吸に際し患部の運動を少なくする爲め體を患側に曲げさす方がよろしい。又ゴム絆創膏數條を患部の周圍に貼りて、呼吸運動を制限するのも亦一法である。

四、鎖骨骨折。患側の肩押骨は下前方に片寄り、胸骨と肩頭との距離縮みて接近し患側上肢の舉上が不可能となる。處置としては患側の肩を挙げ、骨の折端を正しき位置に復へらしめ、其の上に廣き疊三角巾又は巻紬繃帯にて纏ひ、之れを胸廓に固定するのである。

五、下顎骨折。之れを固定するには二個の疊三角巾を用ゐ、一は頤下より顛頂へ、他は頤の前面より項へ廻して結ぶのである。

此他脊椎や骨盤の骨折があるが、これは静かに横臥せしめ、以て醫師の來るのを待つのである。

四九〇

第十六章 脱臼の處置

脱臼とは關節を形成する二つ或は其れ以上の骨が、持續的に抜けて、關節を包む關節囊及び時としては關節を連結する關節靱帯が斷られたのを云ふのである。

脱臼には全關節面の離れた全脱臼と、關節面の一部だけ轉位して、他部の猶つなかに居る所謂不全脱臼とがある。

脱臼の徴候。

- 一、關節の運動が障礙せらるゝか、或は全く不可能になり、之れを動かす時は患部に劇しき痛みを感じる事。
 - 二、肢の位置及び方向の變る事。
 - 三、關節の變形、或は肢の伸び又は短縮する事。
- 處置。骨折と同じく成るべく患者を安靜に保たしめ、若し運搬する必要あらば、成

るべく動搖せぬやう擔架又は戸板に乗せ、且つ部位により副木を利用し、位置の崩れぬ様注意することが必要である。要するに脱けたる骨の整復は醫師の行ふものであるから、醫師の來る迄は、患部のなる可く痛まない位置をとらしむる事が肝要である。

第十七章 關節捻挫の手當

多くは關節の捻れた場合起るもので、關節を包む囊が引き延ばされ、將に脱臼せんとして元に復りたる状態である。

主なる症候は、患部の痛及腫脹、運動の障礙、等である。

處置。軽い時は沃度丁幾の塗布、患部の冷卷法等を行ふ。患部を動かぬようにし、

醫師の診察をうくべきである。

第十八章 體內異物の手當

1 咽、食道及氣道の異物。魚類の小骨等が咽若しくは食道に懸りて嚥下する事の出來ない時は、米飯を嚼まずに丸吞にし、或はパン、甘藷、馬鈴薯を嚼みて嚥下せし

むれば大抵の魚骨等はそのまゝ、抜け去るものである。若し抜けざるときは、粗暴に之れを引き出すことなく、直ちに醫師の診察を受くべきである。

食物又は吐物の氣道に吸入せられた物は、大抵咳嗽又は嘔吐と同時に吐出るものである。又異物が咽に懸り、十分指の達する場合は、食指又は二本の指にて、撮み出す様に努めるのである。若し之れが出来ない場合は、患者を静かにさせ、醫師の來るを待つがよい。

3 耳の異物

小學兒童に屢見る現象であつて、此れには豆、礫の如き無生物なる事と昆虫の如き生活物の事とがある。

處置。虫類の這入つた時は、大抵疼痛や眩暈があるので、先づ此等を殺さねばならぬのである。それには石油、揮發油、石炭酸水、昇汞水等を二三滴入れ、あとを硼酸水(三%)にて洗ふとよい。

無生物の這つた時は、大抵前者の如き障碍がないから、なるべく其儘にして、早く醫師に取つて貰ふ様しなければならぬ。無理に之れを取り出さうとすると、却つて奥

深く入り込む事が多いから素人は先づ手を下さぬ方が安全である。

3 鼻の異物

處置。先づ鼻を強く鼻ますか、或は他側の鼻孔を指にて壓し、強く急に呼吸を營ますがよろしい。耳と同じく素人がウツカリ挟み出さうとするのはいけない。そして早く醫師に見せる事が大切である。

序に云つて置きたい事は、小供が異物を耳や鼻やへ入れた場合、別に何等の苦痛も無いので、子供自身は入れた事を忘れて了ひ、又は叱られる事を恐れて、わざと之れを秘密に付し、親達も永く知らずに打ちやつて置くやうな事がある。

異物が永く鼻に残つて居ると、其の刺戟により、鼻の粘膜に炎症を起し、化膿性鼻炎と云ふ臭い濃い鼻汁の出る病氣となることがある。兩側の鼻孔からかう云ふ汁の出る事は、よく蓄膿症と云ふ病氣に見るところであるが、一側だけの鼻汁が臭いときは先づ異物の存在に疑ひを置いて可なりである。耳でも其通りで十數年も其儘に経過する事があるが一旦病狀を發すると、可なり激しい疼痛を發することがある。

4 眼の異物

處置。先づ眼瞼を翻轉し、脱脂綿或は消毒「ガーゼ」等を硼酸水(又は清潔なる水)にて濕し、軽く撫で、取り去るのである。若し所在の不明なる時は、眼瞼を翻轉したるまゝ、3%の硼酸水で洗滌すればよい。決して眼を擦つてはならぬのである。

第十九章 疼痛の手当

1 齒痛、齲齒を有する兒童の屢訴へる症狀で、冷水、寒風等に觸れる時よく起るものである。若し食物の殘滓が齒に残つて居れば、先づ之れを取り去ることが必要である。微温湯で含嗽を行はしめ、又重曹を入れてやると意外に奏効する事がある。

2 頭痛。屢見る症狀で、原因も種々雜多である。

早く學校を退かせて家庭に歸さなければならぬ。それ迄一室に安臥せしめ、頭部を氷嚢で冷すとよい。

3 腹痛、これ亦小學兒童に屢見る症狀である。此の原因もいろいろあるが、一番多いのは腸胃加答兒と蛔蟲症とである。是等の兒童は先づ一室に安臥せしめ、腹部を懷爐等にて温めるとよい。

第二十章 熱の手當

總べて熱發兒童が學校に出席する事は無理であるから、適當なる方法の下に、家庭に送り歸す事が必要である。尤もそれ迄靜かな別室に安臥せしめ、氷嚢を以て頭部を冷却する方がよろしい。決して醫師の診察を待たずして、解熱藥を與へてはならないのである。

第二十一章 痙攣の手當

患者を一室に安臥させ、頭部を氷嚢にて冷し、若し手足が冷たければ手足を暖め、醫師の來るのを待つがよろしい。それ迄水やその他の物を飲まさぬがよい。

第二十二章 嘔吐及び下痢の手當

中毒の場合にはなるべく嘔吐せしむるやうにし、其他一般惡心、嘔吐のあるものは靜臥せしめて胃部に冷卷法を行ふがよろしい。嘔吐の甚しい場合は氷片を嚙ますして嘔

下せしむる。所謂食あたりの時は健胃散がよろしい。

下痢患者は静かに寝かせて、腹部を懷爐で温める。醫師の指示をうくる迄、決して下痢止薬を使つてはならない。

兒童衛生學的觀察と養護の實際終

附錄 學校衛生關係法規集

一 小學校令

明治三十三年六月
勅令第三四四號

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ監督官廳ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但教育、兵事、産業衛生慈善業ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス。學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ、就學ノ始期トシ尋常小學校ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス
學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキ時ハ其後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコトハ能スト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムヘキコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十七條 兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若クハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

一一 小學校令施行規程

明治三十三年八月
文部省令第十四號

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童

ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ
土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第六十四條 校地、校舍、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上竝ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ

校舍ハ教授上、管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申出ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス

第二十五條第二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月以下又ハ七箇月以下トス

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編成スヘシ學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加徐訂正スヘシ

第二百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得

第一條 北海道廳府縣郡町村ノ設置ニ係ル學校ニ學校醫ヲ置ク

地方長官ハ特別ノ事情アルトキハ村立學校及人口五千未滿ノ町立學校ニハ當分ノ内
學校醫ヲ置カサルコトヲ得

第二條 學校醫ハ地方長官之ヲ囑託ス

第三條 學校衛生事業ニ關シ學校醫ハ地方長官郡市町村長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フ
ヘク又之ニ建議スルコトヲ得

第四條 學校醫ニハ其學校輕費ヨリ相當ノ手當ヲ給スヘシ

第五條 學校醫ノ囑託執務及其ノ他ニ關シ必要ナル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則 (略之)

四 學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程

大正九年二月
文部省令第七號

第一條 學校醫ハ醫師法ニ依ル醫師タルヘシ

第二條 學校醫ハ少クトモ毎月二回教授時間内ニ於テ其ノ擔當學校ニ到リ左ノ事項ヲ
調査スヘシ但シ必要ニ應シ調査事項ノ取捨ヲ行フコトヲ得

一 校地、建物並設備ノ衛生ニ關スル事項

二 校具ノ衛生ニ關スル事項

三 教授衛生ニ關スル事項

四 運動ニ關スル事項

五 職員生徒兒童ノ健康狀態

六 病者、虛弱者、精神薄弱者等ノ監督養護ニ關スル事項

七 清潔ニ關スル事項

八 飲料水並飲食物ニ關スル事項

九 其ノ他衛生上必要ナル事項

臨時必要アル場合ニ於テ學校醫ハ管理者又ハ學校長ノ請求ニ依リ特ニ前項各號ノ全
部又ハ一部ニ就キ調査スヘシ

第三條 學校醫ハ生徒兒童中病者、虛弱者、精神薄弱者ヲ發見シ若ハ學校長其ノ他ノ
職員ヨリ之ニ關スリ通知アリタルトキハ其ノ狀況ニ依リ一科目若ハ數科目ノ授業免
除、就學猶豫、就學免除、休學退學又ハ治療、保護、矯正等ヲ要スヘキコトヲ學校

長ニ申告スヘシ

五〇六

前項ノ異狀或ル生徒兒童中就學猶豫、就學免除、休學、退學等ヲ要セサル者ニ對シ
學校醫ハ繼續的ニ之ヲ監察スヘシ

第四條 學校醫ハ學校職員中學校衛生上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルトキハ之ニ對シ
必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ

第四條 學校醫ハ生徒及幼兒身體檢査規程ニ依リ生徒兒童ノ身體檢査ヲ爲スヘシ

第六條 學校醫ハ學校傳染病豫防規程ニ依リ學校傳染病豫防ニ關スル事務ニ從事シ同
規程第六條乃至第八條ノ場合ニ於テハ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ

第七條 學校醫ハ第三條、第四條及第六條ニ掲ケタル場合ノ外學校衛生上必要ト認メ
タル事項ニ就キ管理者又ハ學校長ニ申告スヘシ

第八條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ學校長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フヘシ

第九條 學校醫ハ學校長ノ請求ニ應シ生徒兒童又ハ其ノ保護者等ニ對シテ衛生ニ關ス
ル講話ヲナスヘシ

第十條 學校醫ハ其ノ調査シタル事項、執務ノ狀況、申告若ハ建議セル事項ニ就キ其

ノ大要ヲ學校醫執務日誌ニ記入シ其ノ都度學校長ニ提出スヘシ

第十一條 學校醫ハ本令ニ掲ケルモノノ外地方長官ノ命ヲ承ケ學校衛生ニ關スル職務
ニ從事スヘシ

第十二條 本令ニ關シ必要ナル規則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

附 則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年文部省令第六號及第七號ハ之ヲ廢止ス

〔參 照〕 文部省令第六號トハ學校醫職務規程、同第七號トハ學校醫資格ノ件ナリ

師 師 法

第一條 醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一 大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立公立若
ハ文部大臣ノ指定シタル私立學校專門學校醫學科ヲ卒業シタル者

二 醫師試驗ニ合格シタル者

三 外國醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ醫師免許ヲ得タル者ニシテ法令ノ規定ニ該

附 錄

五〇七

當スル者

五〇八

第十三條 本法施行前ノ醫術開業免狀ハ本法施行ノ後ト雖仍其ノ效力ヲ有ス(以下略)

五 學生生徒兒童身體檢查規程

大正九年七月
文部省令第十六號

第一條 學生生徒兒童身體檢查ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ 但シ止ムヲ得サル
場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ
同意ヲ得タルトキハ身體檢查ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體檢查ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體檢查ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之
ヲ行ハシムルコトヲ得

學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體檢查ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

第三條 身體檢查ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

一 發育(身長、體重、胸圍、概評) 二 榮養 三 脊柱 四 視力及屈折狀態 五色神

六 眼疾 七 聽力 八 耳疾 九 齒牙 十 其ノ他ノ疾病及異常 十一 監察ノ要否

前項目ノ外必要ト直メタル事項ハ特ニ檢查ヲ行フコトヲ得

色神檢查ハ在學中一回行ヒタル時ハ其ノ後之ヲ省略スル事ヲ得

尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態色神並聽力ノ檢查ヲ省略
スルコトヲ得

第四條 身體檢查ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

一、検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡
ハ匁ニ止ムヘシ

二、身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直
ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ髒アル者ハ小桿ヲ髒下ニ水平ニ
挿入シテ測定スヘシ

三、體量ハ着衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ

四、胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼吸
ノ終レル時ヲ測定スヘシ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四肋間ノ水平

線ニ於テ測定スルモノトス

- 五、發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲、乙、丙ノ三分ツモノトス
- 六、榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス
- 七、脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス
- 八、視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ、裸眼視力一、〇以上ナルヲ正視眼トス
屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ
弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ
- 九、色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ
- 十、聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十一、齒牙ハ齶齒ニ就キ検査スヘシ

十二、其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ、殊ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣増殖症及扁桃腺肥大、「ヘルニヤ」、神經衰弱、精神障礙ニ注意スヘシ

十三、監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康状態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス

第五條 第一條第一其ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ 但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス
第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス、繼續的監察ノ場合亦同シ
他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ、授業免除就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキモ

- 一本表ハ男女別學科部類別ニ調製スヘシ
- 一年齡ハ四月一日ノ計算ニ依リ滿六年一日以上滿七年迄ノ者ヲ七年トシ其ノ他之ニ準ス
- 一身長胸圍ニ係ル總長體重ニ係ル總重ノ各欄ニハ孰レモ同一年齡ニ於ケル各検査人員ノ身長胸圍又ハ體重ノ各合計ヲ掲ケ平均ノ各欄ニハ其ノ検査人員ヲ以テ總長又ハ總重ヲ除シタル商ヲ掲ケヘシ
- 一視力及屈折狀態ニ就テハ兩眼ノ欄ニハ兩眼トモ正視・遠視・近視若ハ亂視及ヒ其ノ他ノ者ノ人員ヲ掲ケ一眼ノ欄ニハ一眼ノミ正視・遠視・若ハ亂視及ヒ其ノ他ノ者ノ人員ヲ掲ケヘシ
- 一色神ニ就テハ異常者ノ數及ヒ検査人員ヲ記スヘシ
- 一尋常小學校第四學年以下ノ兒童及幼稚園幼兒ニ在リテハ視力及屈折狀態、色神並聽力ハ之ヲ本表ニ記入スルヲ要セス
- 一其ノ他ノ疾病異常欄ニ不足ヲ生シタルトキハ附箋ヲ以テ之ヲ補フヘシ
- 一前項ノ外本表ニ記入スヘキ項目ノ一部ノ検査ヲ缺キタル者ハ之ヲ表中ニ記入スヘカラス
- 一外國人ニ係ルモノハ之ヲ記入スヘカラス
- 一備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ關シ説明ヲ要スル事項其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ
- 一本表ノ成績ニ關シ學校醫ニ於テ學校衛生上意見アルトキハ之ヲ表末ニ附記スヘシ

六 發育概評決定標準

大正九年七月
文部省訓令第九號

大正九年文部省令第十六號學生生徒兒童身體検査規程第四條第一項第五號ニ依リ發

有概評決定標準ヲ左ノ通定ム

發育概評決定標準

學生生徒兒童及幼兒ノ發育概評ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

- 一、七年ヨリ十八年マテノ男子、七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長體重、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ何レモ左記發育標準表ニ照シテ當該年齡ヨリ一年々長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年々少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルモノヲ丙トス
- 表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス
- 二、十九年以上ノ男子ニアリテハ身長五尺三寸、體重十四貫三百匁、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ二、七〇以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長五尺一寸八分體重十三貫匁身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ二、五一以上ナルヲ乙トシ、甲乙何レニモ該當セサルヲ丙トス

十七年以上ノ女子ニアリテハ身長四尺九寸、體重十二貫五百匁身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ二、五五以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長四尺七寸五分、體重十

十一年		十年		十一年		十年	
身長	體重	身長	體重	身長	體重	身長	體重
三、八二	五、六〇〇	四、一三	六、五五〇	三、九七	六、一〇〇	四、一五	七、三三〇
三、八五	五、六四〇	四、一五	六、六九〇	四、〇〇	六、一四〇	四、三〇	七、三三〇
三、九〇	五、七〇〇	四、二〇	六、七三〇	四、〇五	六、一八〇	四、三五	七、三三〇
三、九五	五、七六〇	四、二五	六、七八〇	四、一〇	六、二二〇	四、四〇	七、三三〇
四、〇〇	五、八二〇	四、三〇	六、八二〇	四、一五	六、二六〇	四、四五	七、三三〇
四、〇五	五、八八〇	四、三五	六、八六〇	四、二〇	六、三〇〇	四、五〇	七、三三〇
四、一〇	五、九四〇	四、四〇	六、九〇〇	四、二五	六、三四〇	四、五五	七、三三〇
四、一五	六、〇〇〇	四、四五	六、九四〇	四、三〇	六、三八〇	四、六〇	七、三三〇
四、二〇	六、〇六〇	四、五〇	七、〇〇〇	四、三五	六、四二〇	四、六五	七、三三〇
四、二五	六、一二〇	四、五五	七、〇六〇	四、四〇	六、四六〇	四、七〇	七、三三〇
四、三〇	六、一八〇	四、六〇	七、一二〇	四、四五	六、五〇〇	四、七五	七、三三〇
四、三五	六、二四〇	四、六五	七、一八〇	四、五〇	六、五四〇	四、八〇	七、三三〇
四、四〇	六、三〇〇	四、七〇	七、二四〇	四、五五	六、五八〇	四、八五	七、三三〇
四、四五	六、三六〇	四、七五	七、三〇〇	四、六〇	六、六二〇	四、九〇	七、三三〇
四、五〇	六、四二〇	四、八〇	七、三六〇	四、六五	六、六六〇	四、九五	七、三三〇
四、五五	六、四八〇	四、八五	七、四二〇	四、七〇	六、七〇〇	五、〇〇	七、三三〇
四、六〇	六、五四〇	四、九〇	七、四八〇	四、七五	六、七四〇	五、〇五	七、三三〇
四、六五	六、六〇〇	四、九五	七、五四〇	四、八〇	六、七八〇	五、一〇	七、三三〇
四、七〇	六、六六〇	五、〇〇	七、六〇〇	四、八五	六、八二〇	五、一五	七、三三〇
四、七五	六、七二〇	五、〇五	七、六六〇	四、九〇	六、八六〇	五、二〇	七、三三〇
四、八〇	六、七八〇	五、一〇	七、七二〇	四、九五	六、九〇〇	五、二五	七、三三〇
四、八五	六、八四〇	五、一五	七、七八〇	五、〇〇	六、九四〇	五、三〇	七、三三〇
四、九〇	六、九〇〇	五、二〇	七、八四〇	五、〇五	六、九八〇	五、三五	七、三三〇
四、九五	六、九六〇	五、二五	七、九〇〇	五、一〇	七、〇二〇	五、四〇	七、三三〇
四、五〇	七、〇二〇	五、三〇	七、九六〇	五、一五	七、〇六〇	五、四五	七、三三〇
四、五五	七、〇八〇	五、三五	八、〇二〇	五、二〇	七、一〇〇	五、五〇	七、三三〇
四、六〇	七、一四〇	五、四〇	八、〇八〇	五、二五	七、一四〇	五、五五	七、三三〇
四、六五	七、二〇〇	五、四五	八、一四〇	五、三〇	七、一八〇	五、六〇	七、三三〇
四、七〇	七、二六〇	五、五〇	八、二〇〇	五、三五	七、二四〇	五、六五	七、三三〇
四、七五	七、三二〇	五、五五	八、二六〇	五、四〇	七、二八〇	五、七〇	七、三三〇
四、八〇	七、三八〇	五、六〇	八、三二〇	五、四五	七、三二〇	五、七五	七、三三〇
四、八五	七、四四〇	五、六五	八、三八〇	五、五〇	七、三六〇	五、八〇	七、三三〇
四、九〇	七、五〇〇	五、七〇	八、四四〇	五、五五	七、四〇〇	五、八五	七、三三〇
四、九五	七、五六〇	五、七五	八、五〇〇	五、六〇	七、四四〇	五、九〇	七、三三〇
四、五〇	七、六二〇	五、八〇	八、五六〇	五、六五	七、四八〇	五、九五	七、三三〇
四、五五	七、六八〇	五、八五	八、六一〇	五、七〇	七、五二〇	六、〇〇	七、三三〇
四、六〇	七、七四〇	五、九〇	八、六七〇	五、七五	七、五六〇	六、〇五	七、三三〇
四、六五	七、八〇〇	五、九五	八、七三〇	五、八〇	七、六〇〇	六、一〇	七、三三〇
四、七〇	七、八六〇	六、〇〇	八、七九〇	五、八五	七、六四〇	六、一五	七、三三〇
四、七五	七、九二〇	六、〇五	八、八五〇	五、九〇	七、六八〇	六、二〇	七、三三〇
四、八〇	七、九八〇	六、一〇	八、九一〇	五、九五	七、七二〇	六、二五	七、三三〇
四、八五	八、〇四〇	六、一五	八、九七〇	六、〇〇	七、七六〇	六、三〇	七、三三〇
四、九〇	八、一〇〇	六、二〇	九、〇三〇	六、〇五	七、八〇〇	六、三五	七、三三〇
四、九五	八、一六〇	六、二五	九、〇九〇	六、一〇	七、八四〇	六、四〇	七、三三〇
四、五〇	八、二二〇	六、三〇	九、一五〇	六、一五	七、八八〇	六、四五	七、三三〇
四、五五	八、二八〇	六、三五	九、二一〇	六、二〇	七、九二〇	六、五〇	七、三三〇
四、六〇	八、三四〇	六、四〇	九、二七〇	六、二五	七、九六〇	六、五五	七、三三〇
四、六五	八、四〇〇	六、四五	九、三三〇	六、三〇	八、〇〇〇	六、六〇	七、三三〇
四、七〇	八、四六〇	六、五〇	九、三九〇	六、三五	八、〇四〇	六、六五	七、三三〇
四、七五	八、五二〇	六、五五	九、四五〇	六、四〇	八、〇八〇	六、七〇	七、三三〇
四、八〇	八、五八〇	六、六〇	九、五一〇	六、四五	八、一二〇	六、七五	七、三三〇
四、八五	八、六四〇	六、六五	九、五七〇	六、五〇	八、一六〇	六、八〇	七、三三〇
四、九〇	八、七〇〇	六、七〇	九、六三〇	六、五五	八、二〇〇	六、八五	七、三三〇
四、九五	八、七六〇	六、七五	九、六九〇	六、六〇	八、二四〇	六、九〇	七、三三〇
四、五〇	八、八二〇	六、八〇	九、七五〇	六、六五	八、二八〇	六、九五	七、三三〇
四、五五	八、八八〇	六、八五	九、八一〇	六、七〇	八、三二〇	七、〇〇	七、三三〇
四、六〇	八、九四〇	六、九〇	九、八七〇	六、七五	八、三六〇	七、〇五	七、三三〇
四、六五	九、〇〇〇	六、九五	九、九三〇	六、八〇	八、四〇〇	七、一〇	七、三三〇
四、七〇	九、〇六〇	七、〇〇	九、九九〇	六、八五	八、四四〇	七、一五	七、三三〇
四、七五	九、一二〇	七、〇五	十、〇五〇	六、九〇	八、四八〇	七、二〇	七、三三〇
四、八〇	九、一八〇	七、一〇	十、一一〇	六、九五	八、五二〇	七、二五	七、三三〇
四、八五	九、二四〇	七、一五	十、一七〇	七、〇〇	八、五六〇	七、三〇	七、三三〇
四、九〇	九、三〇〇	七、二〇	十、二三〇	七、〇五	八、六〇〇	七、三五	七、三三〇
四、九五	九、三六〇	七、二五	十、二九〇	七、一〇	八、六四〇	七、四〇	七、三三〇
四、五〇	九、四二〇	七、三〇	十、三五〇	七、一五	八、六八〇	七、四五	七、三三〇
四、五五	九、四八〇	七、三五	十、四一〇	七、二〇	八、七二〇	七、五〇	七、三三〇
四、六〇	九、五四〇	七、四〇	十、四七〇	七、二五	八、七六〇	七、五五	七、三三〇
四、六五	九、六〇〇	七、四五	十、五三〇	七、三〇	八、八〇〇	七、六〇	七、三三〇
四、七〇	九、六六〇	七、五〇	十、五九〇	七、三五	八、八四〇	七、六五	七、三三〇
四、七五	九、七二〇	七、五五	十、六五〇	七、四〇	八、八八〇	七、七〇	七、三三〇
四、八〇	九、七八〇	七、六〇	十、七一〇	七、四五	八、九二〇	七、七五	七、三三〇
四、八五	九、八四〇	七、六五	十、七七〇	七、五〇	八、九六〇	七、八〇	七、三三〇
四、九〇	九、九〇〇	七、七〇	十、八三〇	七、五五	九、〇〇〇	七、八五	七、三三〇
四、九五	九、九六〇	七、七五	十、八九〇	七、六〇	九、〇四〇	七、九〇	七、三三〇
四、五〇	十、〇二〇	七、八〇	十、九五〇	七、六五	九、〇八〇	七、九五	七、三三〇
四、五五	十、〇八〇	七、八五	十、〇一〇	七、七〇	九、一二〇	八、〇〇	七、三三〇
四、六〇	十、一四〇	七、九〇	十、〇七〇	七、七五	九、一六〇	八、〇五	七、三三〇
四、六五	十、二〇〇	七、九五	十、一三〇	七、八〇	九、二〇〇	八、一〇	七、三三〇
四、七〇	十、二六〇	八、〇〇	十、一九〇	七、八五	九、二四〇	八、一五	七、三三〇
四、七五	十、三二〇	八、〇五	十、二五〇	七、九〇	九、二八〇	八、二〇	七、三三〇
四、八〇	十、三八〇	八、一〇	十、三一〇	七、九五	九、三二〇	八、二五	七、三三〇
四、八五	十、四四〇	八、一五	十、三七〇	八、〇〇	九、三六〇	八、三〇	七、三三〇
四、九〇	十、五〇〇	八、二〇	十、四三〇	八、〇五	九、四〇〇	八、三五	七、三三〇
四、九五	十、五六〇	八、二五	十、四九〇	八、一〇	九、四四〇	八、四〇	七、三三〇
四、五〇	十、六二〇	八、三〇	十、五五〇	八、一五	九、四八〇	八、四五	七、三三〇
四、五五	十、六八〇	八、三五	十、六一〇	八、二〇	九、五二〇	八、五〇	七、三三〇
四、六〇	十、七四〇	八、四〇	十、六七〇	八、二五	九、五六〇	八、五五	七、三三〇
四、六五	十、八〇〇	八、四五	十、七三〇	八、三〇	九、六〇〇	八、六〇	七、三三〇
四、七〇	十、八六〇	八、五〇	十、七九〇	八、三五	九、六四〇	八、六五	七、三三〇
四、七五	十、九二〇	八、五五	十、八五〇	八、四〇	九、六八〇	八、七〇	七、三三〇
四、八〇	十、九八〇	八、六〇	十、九一〇	八、四五	九、七二〇	八、七五	七、三三〇
四、八五	十、〇四〇	八、六五	十、九七〇	八、五〇	九、七六〇	八、八〇	七、三三〇
四、九〇	十、一〇〇	八、七〇	十、〇三〇	八、五五	九、八〇〇	八、八五	七、三三〇
四、九五	十、一六〇	八、七五	十、〇九〇	八、六〇	九、八四〇	八、九〇	七、三三〇
四、五〇	十、二二〇	八、八〇	十、一五〇	八、六五	九、八八〇	八、九五	七、三三〇
四、五五	十、二八〇	八、八五	十、二一〇	八、七〇	九、九二〇	九、〇〇	七、三三〇
四、六〇	十、三四〇	八、九〇	十、二七〇	八、七五	九、九六〇	九、〇五	七、三三〇
四、六五	十、四〇〇	八、九五	十、三三〇	八、八〇	十、〇〇〇	九、一〇	七、三三〇
四、七〇	十、四六〇	九、〇〇	十、三九〇	八、八五	十、〇四〇	九、一五	七、三三〇
四、七五	十、五二〇	九、〇五	十、四五〇	八、九〇	十、〇八〇	九、二〇	七、三三〇
四、八〇	十、五八〇	九、一〇	十、五一〇	八、九五	十、一二〇	九、二五	七、三三〇
四、八五	十、六四〇	九、一五	十、五七〇	九、〇〇	十、一六〇	九、三〇	七、三三〇
四、九〇	十、七〇〇	九、二〇	十、六三〇	九、〇五	十、二〇〇	九、三五	七、三三〇
四、九五	十、七六〇	九、二五	十、六九〇	九、一〇	十、二四〇	九、四〇	七、三三〇
四、五〇	十、八二〇	九、三〇	十、七五〇	九、一五	十、二八〇	九、四五	七、三三〇
四、五五	十、八八〇	九、三五	十、八一〇	九、二〇	十、三二〇	九、五〇	七、三三〇
四、六〇	十、九四〇	九、四〇	十、八七〇	九、二五	十、三六〇	九、五五	七、三三〇
四、六五	十、一〇〇	九、四五	十、九三〇	九、三〇	十、四〇〇	九、六〇	七、三三〇
四、七〇	十、一六〇	九、五〇	十、九九〇	九、三五	十、四四〇	九、六五	七、三三〇
四、七五	十、二二〇	九、五五	十、一〇五〇	九、四〇	十、四八〇	九、七〇	七、三三〇
四、八〇	十、二八〇	九、六〇	十、一六一〇	九、四五	十、五二〇	九、七五	七、三三〇
四、八五	十、三四〇	九、六五	十、一七一〇	九、五〇	十、五六〇	九、八〇	七、三三〇
四、九〇	十、四〇〇	九、七〇	十、一七三〇	九、五五	十、六〇〇	九、八五	七、三三〇
四、九五	十、四六〇	九、七五	十、一七九〇	九、六〇	十、六四〇	九、九〇	七、三三〇
四、五〇	十、五二〇	九、八〇	十、一八五〇	九、六五	十、六八〇	九、九五	七、三三〇
四、五五	十、五八〇	九、八五	十、一九一〇	九、七〇	十、七二〇	十、〇〇	七、三三〇
四、六〇	十、六四〇	九、九〇	十、一九七〇	九、七五	十、七六〇	十、〇五	七、三三〇
四、六五	十、七〇〇	九、九五	十、二〇三〇	九、八〇	十、八〇〇	十、一〇	七、三三〇
四、七〇	十、七六〇	十、〇〇	十、二〇九〇	九、八五	十、八四〇	十、一五	七、三三〇
四、七五	十、八二〇	十、〇五	十、二一五〇	九、九〇	十、八八〇	十、二〇	七、三三〇
四、八〇	十、八八〇	十、一〇	十、二二一〇	九、九五	十、九二〇	十、二五	七、三三〇
四、八五	十、九四〇	十、一五	十、二二七〇	十、〇〇	十、九六〇	十、三〇	七、三三〇
四、九〇	十、一〇〇	十、二〇	十、二三三〇	十、〇五	十、一〇〇〇	十、三五	七、三三〇
四、九五	十、一六〇	十、二五	十、二三九〇	十、一〇	十、一〇六〇	十、四〇	七、三三〇
四、五〇	十、二二〇	十、三〇	十、二四五〇	十、一五	十、一一二〇	十、四五	七、三三〇
四、五五	十、二八〇	十、三五	十、二				

八 學校清潔方法

明治三十年一月
文部省訓令第一號

五二六

學校ノ清潔ハ衛生上忽ニスヘカラサル所ナルヲ以テ學校衛生顧問ニ諮詢シ左ノ通清潔方法ノ標準ヲ定ム依テ各學校ヲシテ之ニ準據シ其清潔ヲ保タシムルコトヲ務ムヘシ

學校清潔方法

清潔方法ヲ分チ日常清潔方法及定期清潔方法及浸水後清潔方法トス

甲 日常清潔方法

- 一 教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板階段ヲ潤ホシ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シアルヲ度トスヘシ
 - 二 教室及寄宿舎ニハ其人員ニ應ジ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス
- 紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ

- 三 寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用ユル履物ヲ禁スヘシ但シ止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ
- 四 靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應ジ靴拭ヲ備フベシ
- 五 寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆寢衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ
- 六 便所ノ尿溝及注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ周房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ樋箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ
- 七 糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿俺酸加里、粗製格魯兒滿俺(以上百倍乃)、硫酸鐵、泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラス汲取ラシムヘシ
- 八 食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭、煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ルヘカラス殊ニ食堂ニ於テハ每食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其食卓等ヲ拭フヘシ
- 九 芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ
- 十 下水ハ常ニ疏通セシメ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ

十一 庭園、體操場、遊戲場、簷下、椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

乙 定期清潔方法

定期清潔方法ハ每年少クトモ一回夏休又ハ其他長休ニ際シ之ヲ行フモノトス

十二 先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓掛等ヲ外シ敷物ヲ剝キタル後如露ヲ以テ牀板及廊下ヲ潤ホシ天井、四壁、牀板、廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但汚染殊ニ甚シキ部分及器具等ハ熱湯汁若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ

十三 簷下、牀下等モ手ノ届ク限リ之ヲ掃ヒ外部ノ羽目板及簷廻リハ龍吐水ヲ以テ洗滌スヘシ

十四 寢具、窓掛、敷物等ニシテ洗滌シ得ヘキモノハ之ヲ洗滌シ其洗滌シ得ヘカラスルモノハ先ツ其塵ヲ掃ヒ書籍文具等ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ

十五 器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ムヘカラス室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及日光ヲ通セシムヘシ

十六 牀板、壁面等ニ間隙アルモノハ此際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除

去スヘシ

十七 浴室、洗面所、食堂炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥棄場等ニシテ破損アルモノハ此際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

丙 浸水後清潔方法

洪水ノタメ水害ヲ被リタル場合ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ

十八 水ニ浸サレタル校舎殊ニ寄宿舎ノ建具牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀下ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ於テハ焚火、火鉢等ヲ用キテ充分ニ乾燥セシムヘシ

十九 建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ

二十 浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月間ハ必ス其水ヲ煮沸シ飲用スヘシ

二十一 右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

九 トラホーム肺結核等豫防上學校清潔ニ關スル件

(明治三十九年七月文部次官通牒)

學校ノ清潔方法施行ニ關シテハ明治三十年一月文部省訓令ノ次第モ有之候處右日常施行ノ實況ニ於テハ校舍内牀板及階段ヲ潤サズ又濕布ヲモ使用セズシテ掃除ヲ行フ向尠カラザルヤノ趣斯クテハ常ニ塵埃ノ飛散甚シクシテ爲ニ「トラホーム」皮膚病肺結核等蔓延ノ素因ヲ醸成スル虞有之ト被認候條自今訓令ノ趣旨貫徹候様嚴重勵行方御取計相成度此段及通牒候也

追テ學校生徒ヲシテ本文ノ掃除ニ從事セシムルニ當リテハ體格年齢等ニ依リ斟酌ヲ加フベキハ勿論ノ儀ニ有之候條身體薄弱ノ者又ハ十歳未滿ノ兒童ニ就キテハ殊ニ御注意相成度此段申添候也

一〇 學校傳染病豫防規程

大正八年八月
文部省令第二十九號

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 痘瘡、實布埤利亞、猩紅熱、發疹室扶私、ベスト、赤痢、虎列刺、腸室扶

私、バラチフス、流行性腦脊髓膜炎

第二類 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 トラホーム其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其他ノ傳染性皮膚病

前項ニ掲クル疾病ノ疑似症ニ對シテモ必要ニ依リ本令ヲ適用ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種ノ卒業證書中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完全セシヤ否ヤヲ記載スヘシ

第三條 第一條ニ掲クル傳染病ニ罹リタル職員生徒兒童等ハ治愈シタル後ニ非サハレ昇校スルコトヲ得ス但シ第三類中ノ肺喉頭以外ノ結核又ハ第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト

認メタル者ハ此ノ限ニ非ス

五三二

第四條 職員生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スル者又ハ該病毒ニ感染ノ疑アル者ハ豫防處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 職員等學校内ニ於テ第一條ニ揚クル傳染病者又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲ爲スヘシ

一、第一類ノ傳染病ナルトキハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒隔離其ノ他ノ適當ノ處置ヲ爲スヘシ

二、第二類ノ傳染病ナルトキハ患者ノ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

三、第三類ノ傳染病ナルトキハ肺喉頭以外ノ結核ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外ハ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

四、第四類ノ傳染病ナルトキハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又

ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ニ對シテ昇校ヲ許スヘシ

學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ之ニ對シテ消毒其ノ他相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第六條 學校内、學校所在地及其ノ近傍若ハ生徒兒童等ノ通學區域内ニ於テ第一類又

ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ

除クノ外學校長ニ於テ全校若ハ其ノ一部ヲ閉鎖スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第七條 學校所在地若ハ其ノ近傍ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第八條 生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員居在地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ其ノ地域ヨリ通學スル生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル生徒兒童及職員等ニ對

附 錄

五三三

シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第九條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染發生シタルトキハ公立學校長ハ地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

一、初發ノ場合ニハ病名、發病ノ日、患者數、疾病ノ經過、感染經路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ就キ遲滞ナク報告スヘシ

二、續發セル場合ニハ病名、發病ノ日(發病不明ノ時ハ診斷決定ノ日)患者數初發報告以外特ニ執リタル處置其ノ他ノ參考トナルヘキ事項ニ就キ報告スヘシ但シ多數ノ患者連續發生スルトキハ即時報告スヘシ

三、前二號ノ患者ノ轉歸ハ治癒、死亡、其他(休學退學等)ニ分チ報告スヘシ

第十條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキ時若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十一條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若ハ其ノ舎室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分

ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 消毒方法ノ要項左ノ如シ

一、消毒方法ハ左ノ五種トス

イ、燒却

ロ、蒸汽消毒

ハ、煮沸消毒

ニ、藥物消毒

ホ、日光消毒

二、燒却ニ適スルモノハ左ノ如シ

イ、傳染病患者若ハ死體ニ用ヒタル被服、寢具、布片、便器其ノ他ノ器具等ニシテ甚シク病毒ニ汚染シ消毒後再ヒ用ニ供スル見込ナキモノ

ロ、傳染病患者ノ吐瀉物其ノ他ノ排泄物及塵芥動物ノ死體等

三、蒸汽消毒ニ適スルモノハ左ノ如シ

イ、被服、寢具、布片等總テ絹布、綿布、麻布毛織物類及圖書類ノ一部

ロ、硝子器、陶器、磁器、其ノ他鑄製若ハ木製器類等ニシテ汽熱ニ堪フルモノ
四、蒸汽消毒ヲ施行スルトキハ左ノ各項ニ注意スルヲ要ス

イ、革類、革製品、漆器其ノ他ノ塗物類、護謨製品護謨附品、糊附品、膠附品、
毛皮、象牙、鼈甲、角ノ類ハ物品ヲ損スルヲ以テ蒸汽消毒ヲ避クヘシ

ロ、被服類ニ蒸汽消毒ヲ施スニハ豫メ袖中又ハ衣囊中ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易
キ物品アルトキハ之ヲ取出スヘシ又消毒中他物ニ染色ノ虞アルモノ等ハ蒸汽消
毒ヲ避クヘシ

ハ、蒸汽消毒ハ流通蒸汽ヲ用ヒ成ルヘク消毒器中ノ空氣ヲ驅逐シ一時間以上攝氏
百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ

五、煮沸消毒ニ適スルモノハ圖書類ノ一部ヲ除キニ掲ケタルモノニ同シ
煮沸消毒スヘキ物品ヲ全部水中ニ浸シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ

六、藥物消毒ニ供スル藥劑並其ノ用法左ノ如シ

イ、石炭酸水(約三十三倍)防疫用石灰酸三分普通
食鹽五分水九十二分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸及普通食鹽ニ少量ノ水ヲ加ヘ攪拌又

ハ振盪シツ、徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ温湯ヲ用フレハ其溶解殊ニ速
ナリトス

石炭酸水ハ各種物件ノ消毒ニ適ス但シ使用ノ際ハ毎回振盪シ左ノ諸件ニ注意ス
ヘシ

1 尿尿、吐瀉物其ノ他ノ排泄物ニハ同容量ヲ加ヘ能ク攪拌シタル後二時間
以上放置スヘシ

2 器具室内等ヲ消毒スルニハ擦拭又ハ撒布スヘシ

3 被服類ヲ消毒スルニハ二時間以上浸漬スヘシ

ロ、「クレゾール」水「クレゾール」石鹼
液六分水九十四分

「クレゾール」水ヲ製スルニハ「クレゾール」石鹼液六分ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

「クレゾール」水ハ各種物件ノ消毒ニ適シ其ノ用量及應用ハ石炭酸水ニ準スヘシ

ハ、昇汞水(約千倍)昇汞一分普通食
鹽一分水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞

錠(一錠中昇汞〇、
五瓦ヲ含ム)ヲ一錠ニ付水約五百瓦ノ割合ニ溶解スヘシ

昇永水ハ猛毒ニシテ危険ナリ故ニ貯藏使用ノ際十分ニ注意ヲ加ヘ又昇永水錠ヲ用ヒサルモノニアリテハ「スカレット」又ハ「ゾイレフクシン」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘテ著色シ一見識別シ易カラシムルヲ要ス但シ金屬製ノ器ニ貯藏スヘカラス昇永水ハ陶器、硝子器、木製器具又ハ室内ノ消毒ニ適ス
飲食用器具ノ消毒飲料水ニ滲透スヘキ場所ノ消毒及金屬製品、屎尿、吐瀉物其ノ他排泄物ノ消毒ニ用フヘカラス

ニ、生石灰 少量ノ水ヲ灌ケハ熱ヲ發シテ崩壊スルモノ

生石灰末 生石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘテ粉末トナシタルモノ

生石灰末ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ吐瀉物其ノ他ノ排泄物、溝渠等ノ消毒ニ用フヘシ

吐瀉物其ノ他ノ排泄物ヲ消毒スルニハ少クモ容量五十分ノ一ヲ投シ能ク攪拌スヘシ

石灰乳(十倍) 生石灰一分 水九分

石灰乳ヲ製スルニハ一分ノ生石灰ニ九分ノ水ヲ徐々ニ加ヘ能ク攪拌スヘシ其ノ

用量ハ吐瀉物其ノ他排泄物ノ容量四分ノ一以上トスヘシ石灰乳ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ使用ノ際ニハ毎回攪拌スルヲ要ス

普通石灰ハ生石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り代用トシテ其倍量ヲ用フヘシ

ホ、格魯兒石灰水(二十倍) 格魯兒石灰五分 水九十五分

格魯兒石灰水ノ應用並用量ハ石灰乳ニ同シ但シ用ニ臨ミテ製スヘシ

ヘ、加里石鹼又ハ綠石鹼

加里石鹼又ハ綠石鹼三分ヲ熱湯百分ニ溶解シ使用ノ際ニハ加熱スルヲ要ス

加里石鹼又ハ綠石鹼ハ不潔ナル木製器具、戸障子、床面等ノ消毒ニ適ス

ト、「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ヲ使用セントスル際ハ左ノ諸件ニ注意スヘシ

- 1 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒室内又ハ戸扉窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス

2 消毒函又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十瓦以上ヲ噴霧セシ

メ若ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五瓦以上ヲ發生セシメ同時ニ約百瓦以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ
「フォルムアルデヒド」ハ左ノ消毒ニ用キルコトヲ得

(一) 校舎、寄宿舎等ノ密閉シ得ル室内又ハ室内ニ定著セル器物等ニシテ他ノ消毒方法ヲ行フコト能ハサルモノ

(二) 圖書類ノ一部他ノ消毒方法ヲ行フコト能ハサル貴重品其ノ他ノ物件ニシテ其ノ内部ニ至ルマテ消毒方法ヲ施スノ必要ナシト認メタルモノ
チ、「フォルマリン」水 「フォルマリン」一分
水三十四分

「フォルマリン」水ハ用ニ臨ミ「フォルマリン」一分ニ定量ノ水ヲ加ヘ製スヘシ
「フォルマリン」水ハ器具、室内及衣類等ノ消毒ニ適ス其ノ用法ハ石炭酸水ニ準スヘシ
尿尿吐瀉物其ノ他排泄物ノ消毒ニ用フヘカラス

七、日光消毒ハ日光ニ曝露スルト共ニ十分ノ空氣ノ流通ヲ計ルヘシ
日光ノ強度消毒物件ノ性質ニ依リ數時間乃至數日間繼續スヘシ

圖書類其ノ他ノ物品ニシテ二乃至六ノ消毒方法ヲ施行スルコト能ハサルモノニ用フ

八、消毒方法ノ應用ニ當リテハ傳染病ノ種類ニ應シ概ネ左記各項目ニ據ルヘシ
イ、患者

傳染病患者治癒シタルトキハ全身ハ浴ヲ用ヒ衣服ヲ更メシムヘシ場合ニ依リテハ溫濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルモ妨ナシ

ロ、死體

傳染病ノ死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ被服ニ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ十分ニ撒布シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ニ浸漬シタル布ヲ以テ包ミ又ハ石灰ヲ以テ填ツヘシ

ハ、看病人其ノ他病毒ニ接觸シタル者

看病其ノ他消毒方法ノ施行又ハ患者死體排泄物ノ運搬等ノ爲病毒ニ觸接シタル者ハ時々若ハ其ノ都度手足及衣服ヲ消毒シ入浴スヘシ
手足ノ消毒ニハ石炭酸水「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ用フヘシ

ニ、患者、死體等ノ運搬器

傳染病ノ患者、死體等ヲ運搬シタル駕籠、釣臺ノ類ハ使用後毎回石炭酸水「クレゾール」水「フォルマリン」水又ハ昇汞水ヲ以テ擦拭スヘシ

ホ、便所、芥溜、溝渠等

傳染病患者ノ吐瀉物其ノ他排泄物ノ入りタル便所ノ糞池、肥料溜等ニハ生石灰末、石灰乳若ハ格魯兒石灰水ヲ澆キ能ク攪拌スヘシ、但シ便所ハ石炭酸水「クレゾール」水又ハ「フォルマリン」ヲ以テ消毒シタル後直ニ使用シ糞便ハ一週間ノ後肥料ニ供セシムルコトヲ得

病毒ニ汚染シタル土地ニハ石灰乳若ハ格魯兒石灰水ヲ澆キ消毒スヘシ

病毒ノ混入シタル芥溜ニハ石灰乳若ハ格魯兒石灰水ヲ澆キ其ノ塵芥ハ燒却スヘシ

病毒ノ混入シタル溝渠ニハ生石灰末、石灰乳若ハ格魯兒石灰水ヲ澆クヘシ

ヘ、圖書、衣服、器具、敷物等

傳染病患者ノ用ヒシ圖書、衣服、寢具並其ノ病室ニ在ル諸器具又ハ看病人及患

者ニ接シタル者ノ衣類其ノ他病毒汚染ノ虞アルモノハ各物件ノ種類ニ從ヒ消毒方法ヲ施行スヘシ

ト、校舎

患者ノ居室其ノ他傳染病毒ニ汚染シ、若ハ汚染ノ疑アル室内各部ハ石炭酸水「クレゾール」水「フォルマリン」水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨スヘシ但シ戸扉窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニハ「フォルムアルデヒド」ヲ用フルコトヲ得消毒後ハ日光ノ射入空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス

チ、井戸、水槽等

傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル井戸、水槽等ニハ水量五十分ノ一ノ生石灰ヲ乳狀トナシテ投入シ能ク攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リテ熱蒸汽ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ

第十三條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

附則

本令ハ大正八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附錄

一一 結核豫防法施行規則

大正八年十月二十三日
內務省令第二十號

第一條 結核豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スヘキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第六條ノ規定ニ準據スヘシ

- 一 唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他病毒傳播ノ危險ナキ場所ノ外ニ咯出セサルコト
- 二 痰壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附着シタル布片、紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 三 咳嗽、噴嚏ノ際ハ成ルヘク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
- 四 患者ノ食器、手拭、寢具等ハ專用トシ衣服、寢具ハ時々日光ニ曝スコト
- 五 患者ノ居室ハ採光換氣ニ注意シ掃除ハ濕布ヲ以テ拭淨スル等塵埃ノ飛散ヲ防クコト
- 六 患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交附シ又ハ使用セシ

メムトスルトキハ消毒スルコト

七 患者居室又ハ住家ヲ轉シタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト

八 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

第二條 學校、病院、製造所又ハ鐵道電車船舶自動車馬車等ノ發着待合所、劇場、寄席、活動寫真館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其ノ他ノ地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

警察署長又ハ警察分署長ハ前項ノ規定ニ依リ配置シタル唾壺適當ナラス又ハ其ノ箇數十分ナラスト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ其ノ變更又ハ増置ヲ命スルコトヲ得唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非レハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

第三條 前條ノ場所ニ於テハ唾壺以外ニ唾痰ヲ咯出スルコトヲ得ス

第四條 地方長官ノ指定シタル鑛泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル旅店ハ左ニ掲

ケル事項ヲ遵守スヘシ

五四六

- 一 營業ノ用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
 - 二 前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコト
 - 三 結核患者若ハ其ノ疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト
- 前項ノ規定ハ前項以外ノ旅店及下宿屋、貸座敷其ノ他ノ場所ニシテ地方長官ノ指定シタルモノニ之ヲ準用ス

第六條 第二條第四條第五條ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ明治三十年五月内務省令第十三號ニ依ルヘシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニハ鹽酸化石炭酸水(防疫用石炭酸、分鹽、酸分九十四分)ヲ使用スヘシ

第八條 結核豫防法第三條行政官廳ノ職務ハ警察署長又ハ警察分署長、同法第四條行政官廳ノ職務ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ
結核豫防法施行令及本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京府ニアリテハ警視總監之ヲ行フ

附 則

本令ハ結核豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一一一「トラホーム」豫防法 (法律第二十七號)

第一條 醫師「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ
當該官吏又ハ吏員ハ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者又ハ其保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防法ヲ指示スヘシ
第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ

第二條 「トラホーム」患者ハ速ニ醫師ノ治療ヲ受クヘシ

「トラホーム」患者ノ保護者ハ其ノ患者ヲシテ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケシムヘシ

第三條 行政官廳ハ「トラホーム」患者ニシテ治療ヲ受クルノ途ナキ者ニ對シ治療ヲ施行スルコトヲ得

附 錄

五四七

前項ノ規定ニ依リ治療ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ患者所在地ノ市町村ノ負擔トス

第四條 行政官廳ハ「トラホーム」豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 檢診施行スルコト
 - 二 「トラホーム」患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ從事スルヲ停止スルコト
 - 三 學校、幼稚園、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ「トラホーム」豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト
- 地方長官ニ於テ前項第一號ノ檢診ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第五條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ「トラホーム」ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲スヘシ

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助ヲ爲スヘシ

第七條 國庫ハ前條ノ補助ノ爲其ノ他「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ六分ノ一ヲ補助ス

第八條 官廳、公署、官立、公立ノ學校製造場等ニ於テハ其ノ長ハ第四條第一項第三號ノ規定ニ準シ「トラホーム」豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘシ

第九條 第一條第一項又ハ第三號ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

第十條 第四條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治產者ノ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戸主、戸主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ戸主ノ後見人

二 教育、監護又ハ備使ノ目的ヲ以テ未成年者ヲ寄寓セシムル者又ハ其ノ法定代理

第十二條 本法中市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキニ
ノトス

一二三 「トラホーム」豫防法施行規則

大正八年八月
内務省令第十三號

第一條 「トラホーム」豫防法第一條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指定スヘキ消毒其ノ
他ノ豫防方法ハ左ノ各號ニ準據スヘシ

- 一 患者ノ手拭ハ専用トシ其ノ清潔ニ注意スルコト
- 二 洗面器ハ患者用ト健康者用トヲ區別スルコト
- 三 患者ノ常用シタル手拭、洗面器ノ類ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシムトスルトキ
ハ煮沸スルカ又ハ熱湯ヲ以テ洗淨スルコト
- 四 眼脂ヲ拭フニハ清潔ナル専用ノ布片類ヲ用キルコト
- 五 指爪ヲ短剪シ顔面手指ノ清潔ニ注意スルコト

第二條 學校、幼稚園、製造所又ハ鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等ノ發着待合所

劇場、寄席、活動寫眞館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其ノ他地方長官ノ
指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於テハ左ニ掲クル
事項ヲ遵守スヘシ

- 一 貸手拭又ハ共用手拭ヲ備ヘサルコト但シ使用毎ニ清潔ナルモノヲ使用セシムル
場合ハ此限ニ在ラス

二 手洗水ハ流出装置トナスコト
學校、幼稚園、製造所其ノ他ノ指定シタル場所ニ於テハ前項各號ノ外洗面器ハ患者
用ト健康者用トヲ區別スヘシ

第三條 「トラホーム」豫防法第六條ノ規定ニ依ル北海道地方費又ハ府縣ノ補助ハ左
ノ區分ニ依ル但シ市町村ノ支出額三十圓未満ナルトキハ補助セサルコトヲ得

- 一 治療ニ關スル費用ハ支出額ノ四分ノ一以上
 - 二 豫防ニ關スル費用ハ支出額ノ六分ノ一以上
- 前項ノ支出額トハ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

第四條 「トラホーム」豫防法第三條行政官廳ノ職務ハ警察署長又ハ警察分署長、同

法第四條行政官廳ノ職務ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ
「トラホーム」豫防法及本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京市ニ在リテハ警視
總監之ヲ行フ

附 則

本令ハ「トラホーム」豫防施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一四 學校職員點眼ニ關スル件

明治四十一年三月
文部次官通牒

學校ニ於ケル「トラホーム」患者治療上學校醫ヨリ其技術ヲ練習セル一定ノ職員ヲシ
テ學校醫ノ指揮ノ下ニ點眼ニ從事セシムルノ可否徳島縣ヨリ照會有之候處右ハ内務省
ト打合ノ上差支無之旨及回答置候間御參考ノ爲此段及御通知候也

一五 虎列刺病流行中該病豫防液注射ニ關スル件

大阪市内虎列刺病蔓延ニ付學校生徒ニ父兄ノ承諾ヲ經テ豫防液ヲ注射セシメントス差
闕ナキヤ折返回示ヲ請フ

明治三十五年九月

大阪府知事

右ニ對スル回答

學校生徒ニ豫防注射ノ件ハ特ニ志望ノ者ニ限り行ハル、方可然ト存候

一六 傳染病患家ニ於ケル生徒兒童ノ昇校停止ノ統計上
取扱方ニ關スル件

(大正四年十二月十八日新普一二五號普通學務局長通牒)

明治三十一年本省令第二十號第四條第六條第八條ニヨリ昇校スルコトヲ得サリシ生徒
兒童ノ就學ニ關スル統計上ノ取扱方ニ關シ某縣ヨリノ照會ニ對シ左記ノ通り回答致置
候條御了知相成度此段通牒候也

(某縣ヘノ回答)

客月二十二日學收第五四七號ヲ以テ明治三十一年本省令第二十號第四條第六條第八
條ニヨリ昇校スルコトヲ得サリシ生徒兒童ノ取扱方ニ關シ御照會相成候處右ハ當該生
徒兒童ニ限リ授業日數ヲ短縮シタルモノト看做シ御取扱相成候方可然ト存候條御了知
相成度此段及回答候也

(備考) 文部省令第二十號ハ廢止トナリシモノノ第四條第六條第八條ハ文部省令

一七種痘法

明治四十二年四月十二日
法律第三十五號

第一條 種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付ニテハ此限ニ在ラス

一 第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ

一 第二期 數ヘ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト看做ス

第二條 保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムル義務ヲ負フ

第三條 左ニ掲クル者ハ未成年ノ生徒院生若ハ之ニ準スヘキ者又ハ未成年ノ寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其義務ヲ履行セシムヘシ
一 學校育兒院又ハ之ニ準スヘキ場所ノ校長院長其ノ他首長
二 教育監護又ハ傭使ヲ寄寓セシムル者

前項各號ニ掲クル者ノ法定代理人アルトキハ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ準用ス

第四條 新ニ保護者トナリ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生シタルトキハ種痘ヲ受ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者ヲシテ六月以内ニ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其義務ヲ履行セシムヘシ

前項ノ期限内ニ其ノ手續ヲナシ難キ事由アルトキハ市町村長(區長ヲ以テ戶籍吏ニ充ツルニ於テハ區長以下之ニ準ス)ニ届出ツヘシ

未成年者ヲ傭使スル雇主ニ關シテハ其ノ之ヲ寄寓セシメサル場合ト雖前二項ノ規定ヲ適用ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 市町村ハ種痘ヲ施行スヘシ

第六條 市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

第七條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其ノ事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

前項ニ依リ種痘ヲ猶豫シタルトキハ市町村長ハ其證ヲ交付スヘシ

第八條 市町村長ハ第一期種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セサルニ至リタル者ヲ戸籍吏ニ通知シ戸籍吏ハ戸籍簿ノ欄外ニ符號ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

前項ノ記入ニ關スル事務ニ付イテハ戸籍法第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條 市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケス其他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル未成年者アルトキハ市町村長ハ更ニ期日ヲ指定シテ種痘ヲ受ケシメ又ハ直ニ種痘ヲ行フヘシ

第十條 種痘ヲ怠リタル者又ハ種痘ヲ受ケタル證跡不明ナル者ノ定期外ニ受ケタル種痘ハ第一條第二項ノ場合ヲ除クノ外其定期種痘ト看做ス

第十一條 第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於テ檢診ヲ受ケシムヘシ但シ其期日ニ檢診ヲ受ケシムルコト能ハサル事由アルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ市町村長ハ前項ノ檢診ヲ經タル者ニ種痘濟證ヲ交付スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ痘漿ヲ採收スルコトヲ得

第十二條 醫師定期種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ種痘證ヲ受ケタルモノ、保護者又ハ第三條ノ義務者ハ十日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ

第十三條 醫師ハ其ノ診療ニ係ル痘瘡患者全治シタルトキ之ニ痘瘡經過證ヲ交付スヘシ

第十四條 當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘濟證又ハ種痘證ヲ提示セシムヘシ但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ之ノ限リニ在ラス

第十五條 地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クヘキ者ノ範圍及期日ヲ指定シテ臨時種痘ヲ命スルコトヲ得

臨時種痘ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第十六條 醫師虚偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢診セスシテ種痘證ヲ交付シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス

一 第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者